

令和7年第4回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年 12月 2日  
本日の会議 令和7年 12月 3日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員	10番 安部都議員
11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員

欠席議員

3番 藤田明美議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	主査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 宮司裕子君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 荒木隆君
企画財政部理事 中村元則君	住民福祉部理事 細田愛二君
教育委員会理事 鳥山勝美君	契約管財課長 永野英明君
情報政策課長 木須紀彦君	都市計画課長 前田将範君
福祉課長 川内佳代子君	こども政策課長 村田佳美君
健康保険課長 森本陽子君	上下水道課長 高橋庸輔君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時57分



○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程に入る前に、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。一般質問に入ります前に一言述べさせていただきます。

本町の前町長であられました葉山友昭さまが先日ご逝去されました。長年にわたり長与町の発展と町民の皆さまの暮らしの向上のためにお力を尽くしていただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思っております。そしてここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

それでは日程に戻ります。日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、八木亮三議員の①令和9年度の水道料金改定に向けて、②町営住宅の運用についての質問を同時に許します。

5番、八木亮三議員。

○5番（八木亮三議員）

皆さまおはようございます。一般質問を行わせていただきますが、ただ今町長からもございましたとおり葉山前町長がお亡くなりになったということで、町政発展にご尽力いただいたことに感謝申し上げますとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。

では、一般質問に入らせていただきます。大きな1番、令和9年度の水道料金改定に向けて。本町は令和9年度中の水道料金値上げを前提に、今年6月に附属機関の設置に関する条例を改正して、町水道料金等審議会を設置し、8月に1回目の審議会を開催しております。本町では約40年間水道料金の値上げ改定は行われておらず、今後見込まれる給水人口の減少による料金収入の減少と、老朽化している設備の維持更新などのための費用の増加を考えますと、水道事業の維持のために値上げが必要なことは理解いたしますが、あらゆる物価が高騰し家計が圧迫されている中でのライフラインの大幅な値上げは、町民に負担をかけるもので反発も考えられます。値上げは最低限にし、その決定には細心の注意と丁寧さを持って行うべきとの考えから、以下を中心に質問いたします。（1）8月19日の町水道料金等審議会において、事務局から24%ぐらい上げないと事業持続が難しいと具体的な数字が提示されていますが、これだけ大幅な値上げを行うのであれば、一般会計からの繰り入れによる激変緩和措置なども含めた段階的な値上げを協議、検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。（2）同審議会でも20年先を見ると、24%の値上げ1回では済まず、5年ごとの改定を前提としている旨の説明がなされておりますが、過去40年の間に、5年ごとの段階的な小幅な値上げを行うような

ことはできなかったのでしょうか。問題を先送りにしてきた結果が、町民からの反発も考えられるほどの大幅な値上げにつながっているのではないのでしょうか。(3) 本町は令和3年3月にゼロカーボンシティ宣言を行っていること、また令和5年2月に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針が、自治体に対して公営企業を含む全ての事業での脱炭素対策の実施を求めていることから、多量の電気を消費し、自治体の事業の中でも温室効果ガス排出割合が高い水道事業においても脱炭素化を進める必要がありますが、本町の取り組みはどのようになっておりますでしょうか。水道料金改定に当たって、この点は考慮反映されているのでしょうか。

大きな2番、町営住宅の運用について。公営住宅は公営住宅法第1条に定められておりますとおり、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、憲法第25条で保障されている基本的人権を守り、国民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とした重要なセーフティネットであります。本町の町営住宅の管理運営がこの公営住宅の本来の趣旨、目的に沿ったものであるか、以下の点を中心に質問いたします。また単身高齢者世帯の増加などにより、公営住宅だけでは住居の供給が不足することなどから、本年10月1日に施行された改正住宅セーフティネット法について、本町の対応状況、対応予定についても伺います。(1) 平成30年に国交省は保証人を公営住宅入居の前提とする従来の方針を転換。標準条例案を改正して保証人規定を削除し、自治体にも同様の対応を求めているにもかかわらず、本町ではいまだ連帯保証人を2名立てることが入居の条件となっております。本町も保証人規定を撤廃すべきと考えますが、国の要請に従っていない理由は何でしょうか。(2) 同標準条例案では、入居者の資格としてあった従来の同居者要件が削除されておりますが、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例第6条の2では、いまだに同居する親族があることが条件とされております。この条件も低所得者の独居者の増加を反映した国の方針に鑑み、撤廃すべきと考えますが、いかがでしょうか。(3) 県が今年度中のパートナーシップ制度の導入を予定していることも踏まえ、本町の町営住宅の入居資格にある同居親族と認められる内縁関係に、県または他の自治体でパートナーシップ証明を受けた同性パートナー、同性カップルですね、を含めるべきと考えますが、本町の現状と今後の対応予定はいかがでしょうか。(4) 町営住宅に入居している独居者が死亡した場合、残された家財道具等を撤去処分しなければ空き部屋として新たな入居者に供給することができませんが、自治体であっても法的根拠のない自力救済は認められないため、国が策定した残置物の処理に関するモデル契約条項を応用するなど、そのようなケースにあらかじめ備えておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。(5) 改正住宅セーフティネット法では、市区町村に対して居住支援協議会の設置を努力義務とし、地域における総合的、包括的な居住支援体制の整備を推進していますが、本町はどのように取り組んでいくのでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、八木議員のご質問にお答えをいたします。1番目の1点ですが、令和9年度の水道料金改定に向けて、激変緩和措置などの検討はないのかという話でございますが、水道料金改定に関するご提案、本当にありがとうございます。町民のご負担を見据えた大変貴重なご意見として受け止めさせていただいております。本町の水道料金につきましては約40年ぶりの値上げ改定となることから、専門的な知見や町民皆さまのご意見を頂きながら、慎重に検討を進めることが不可欠と思っております。そのため、学識経験者、公共的団体の関係者、水道使用者から成る長与町水道料金等審議会を設置をいたしまして、調査審議および意見の答申をお願いをしております。議員から頂きましたご提案につきましては、今後の審議会の中で委員の皆さまにご審議をいただくための重要な参考資料として提供させていただきたいと思っております。本町といたしましては、審議会における公平中立な立場からの活発なご議論をいただいた上で、最終的な料金改定案をまとめてまいりたいと考えております。そういうことでございますので、現段階でご提案の内容に対する本町の具体的な方針を申し上げることは、審議会の独立性を尊重する観点から少々差し控えていただきたいと思います。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。2点目でございます。問題を先送りしてきた結果、大幅な値上げにつながったんじゃないかなというご質問でございました。本町の水道事業はこれまで40年間値上げなく料金を据え置いてまいったわけでございます。これは問題を先送りした結果ではございませんで、町民皆さまの生活負担を少しでも軽減するため、値上げを回避すべく、長きにわたり経営努力を続けてきた結果と思っております。具体的には、施設の統廃合による維持管理コストの削減であったり、機構改革による効率的な組織体制の構築、そしてまた未収金対策の強化による収入の確保などなど、経営の健全化に対して努めてまいった結果でございます。料金回収率や有収率、耐震化率といった経営指標におきましても、良好な数値を維持することができており、これらの継続した取り組みによりまして、これまで料金を改定することなく、安全で安心な水を安定的に供給し続けることができたと思っております。しかしながら近年の社会情勢の変化というのは非常に大きいものでございまして、私どもの経営努力だけでは吸収しきれないほど大きな変化が起こっているということでございます。人口減少に伴う給水収益の減少、物価高騰、労務費の上昇、そして高度経済成長期に整備した多くの施設の更新など要因が複合的に重なりまして、令和8年度以降事業経営が赤字に転落するという厳しい見通しが、このたび改訂した経営戦略におきまして明確に示されたところでございました。今回の料金改訂は、町民皆さまに多大なご負担をおかけするものでございますが、これは本町の水道事業を未来に引き継ぐために必要な決断だと思っております。本町の水道事業が直面する厳しい現状と、将来にわたって事業を継続していくためのやむを得ない選択であることをご理解を

していただきたいと考えております。3点目でございます。水道事業における脱炭素化の取り組みというご質問でございます。本町の水道事業は、安定給水を確保しつつ、脱炭素化とコスト最適化を両立させることを目的にいたしまして、これまで施設の統廃合による効率化、契約電力の最適化を図るための最大需要電力管理によりまして、温室効果ガス排出量の削減と電気料金の抑制に努めてきたところでございます。そして今後は長崎市と共同で進めております新浄水場共同整備事業が脱炭素化の大きな柱となってくるわけでございます。この事業によりまして、施設の再編をさらに進めるとともに、エネルギー効率の高い設備を導入することで、これまで以上の温室効果ガス排出量の削減と長期的な視点での維持管理費の抑制、こういったものを図ってまいります。従いまして、このたび改訂をいたしました経営戦略の投資・財政計画におきまして、新浄水場共同整備事業によって将来的に見込まれる維持管理費削減効果をすでに織り込んでおるところでございます。今回の料金改定は、この将来のコスト削減効果をあらかじめ反映させることで、町民皆さまのご負担を可能な限り抑制する形で検討を進めさせていただいているものと思っております。

さて2番目の大きな問題、町営住宅の運用についてでございます。1点目が保証人規定の撤廃ということでございます。この保証人制度につきましては、家賃滞納や原状回復費用など入居者が支払い不能になった場合の補償、こういったものを目的としておるところでございます。本町は現在のところ保証人を2人に設定してきましたが、これは保証人が高齢や病気の場合、あるいは失業や破産などといった突発的な経済状況の変化により、支払能力を失うことや、連絡不能や所在不明になるリスクを分散するためのものがございます。ただし、長与町住宅の設置、整備及び管理に関する条例第11条第3項におきまして、特別の事情があると認める者に対しましては、連帯保証人を必要としないこととすることができる旨の規定を擁してございまして、この規定によりまして連帯保証人要件を緩和した事例もございます。今後につきましては、保証人規定を見直した自治体の状況なども鑑みつつ、本規程の取り扱いについて検討をしていきたいと考えておるところでございます。2点目でございます。同居者要件の撤廃についてのご質問でございました。同居者要件につきましては、より多くの支援を必要とする方にできるだけ住宅を提供するための要件であります。町営住宅という限られた支援を最大限に活用することを目的としてございまして、合理性があると考えております。他方で、高齢者や障害をお持ちの方につきましては、単身であっても例外的に支援を行うことを明確にしておるところでございます。3点目のパートナーシップ証明を受けたパートナーについてのご質問でございました。現状としましてはこれまで同性パートナーの入居につきましては、現在のところ相談あるいは問い合わせを頂いた事例はございません。従って入居を認めたとか入居を断ったなどといった事例はないわけでございます。今後につきましては、県および全庁的な町のパートナーシップ制度の運用と足並みをそろえて対応してまいりたいと考えております。4点目の残置物の処理というご質問でございました。

ご指摘のとおり独居の入居者が亡くなられた場合、残された家財道具などのいわゆる残置物につきましては、適正な手続きを経ずに処分することはかなわないわけでございます。このため入居時におきまして、あらかじめ入居者ご本人および相続人となり得る方などとの間で、万が一の際の残置物の処理に関する同意、こういったものを書面にて交わしておく必要があると考えておるところでございます。5点目でございます。居住者支援体制の整備についてというお尋ねでございます。本町におきましても、法改正以前より長崎県が設置しております長崎県居住支援協議会の一員として参画をしております。情報共有を図りながら住宅確保配慮者の居住支援に取り組んでいるところでございます。今後につきましては、県内各市町の取り組み状況や国の動向を注視し、関係部局との連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

では、再質問に入らせていただきます。大きな1番ですが、通告書の中で申し上げましたとおり社会状況の変化に鑑みますと、私も水道料金の値上げ改定はやむを得ないと思っておりますし、値上げ率についても審議会の中で既に示された24%という数字も最終的には必要であろうと思っております。日本政策投資銀行による全国の水道事業を集計した試算を見ますと、2015年を起点として30年後、つまり2045年には60%以上料金を引き上げていないと赤字になるという将来シミュレーションが出ているということで、水道局の方もご存じと思いますが、これはあくまで全国の集計なので本町にそのまま当てはまるわけではありませんが、人口減少や物価高騰など避けられない要因は本町も同じでありますので、このシミュレーションは参考になるものかと思っております。このシミュレーションの注釈の中に、やはり継続的かつ段階的な値上げの実施が必要と書かれているんですね。そういうこともありまして、1番、先ほど(1)で質問しましたが、一応料金改定に係る事項についてはもう全般的に審議会の方で協議し、決定するということですね。ちょっと先ほどの答弁とほぼ恐らく同じことを伺う、ちょっと確認ですが、こういった激変緩和措置や段階的な値上げといいましようか、いずれかをその必要性の有無などについて、当然審議会は町長以下、水道局の皆さまが中心になって事務局という役割を果たされていると思うので、審議会での協議事項として取り上げていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

はい、そのような認識でお願いしたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。例えば10年ごとに5%値段を上げていけば、計算上は40年で20%上げられたわけですね。5%だとそこまで、これは私の主観にはなるんですが、そこまで大きく値上がりしたという印象は持たれないので。どういうことかっていうと5%ぐらいの値上げであれば、値上げになったから、ちょっと水の使うのを減らそうと意識される方はそこまで多くないんじゃないかなと思うんですね。ただこれがいきなり24%上がると、入浴であったり、洗濯であったり、そういったのを少し頻度を減らそうとか、そういう方が出てくるんじゃないかというのが1つの懸念なんですね。つまり段階的な値上げをすることによって、利用者にとっては値上げへの抵抗感が少なくなると同時に、そういった水道使用料の急な減少を抑えられることによって、水道局としても使用料収入の減少を抑えられて、いわばウィン・ウィンというか、どちらにもメリットがあるんじゃないかと思うんですね。水道局としては、この値上げによって水道使用量が減少することも織り込んだ上で、この値上げ後の料金収入を試算されてる、試算という変ですが、提示されてるんでしょうか。つまり、値上げによって当然料金収入は増えるんですが、値上げすることで水道使用量が減れば丸々は増えないということですね。こういう使用料の減少がどの程度になるかも含めて、その値上げ率を計算されたのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議員おっしゃるとおり水道料金を上げますと節水意識が高くなりまして、その分使用料が減少するのではないかとといった問題意識は、確かにそのとおりでななと思っているところでございますが、現状ですね、私どもが算定しております改定の中の参考としてまず水道料金に係る要領書であったり手引きといったものの中にも、節水意識に対する値上げに伴って皆さんが使わなくなるようなそういった指標を加味することでの計算はしていないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

この値上げ率と買い控えの関係についてちょっとインターネット上でAIに投げてみたんですが、AIの方でも値上げ率と買い控えには確実に相関関係はあるが、それがどの程度の値上げでどの程度の買い控えになるかの明確なデータはないという答えだったんですね。これは当然、生活必需品か嗜好品かそういったものによっても変わると思いますし、シミュレーションは確かに難しいと思います。ですが、今先ほどのとおりこの水道、いろんな理由による水道料金の値上げはほぼ全国の自治体で必要となっていて、実際にもう先行して近いぐらいの値上げを行っている自治体もあると思うんですね。な

ので、そういった地域で実際にその料金を大きく値上げしたことで使用水量の減少があつてるのか。あるならばどの程度なのか、こういったことは既にやつてる自治体を調査して、先ほどの水道料金等審議会での値上げ率等の決定の判断材料として、参考にしてもらつていいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね、確かにここ近年、値上げといったことを行う自治体多数ございますので、そういった中で今議員おっしゃつたことについて調査させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。もちろん大幅に値上げした所があつても、人口であつたりいろんな要件が違えばなかなか参考には難しい面もあるかと思いますが、それでもやつぱり先ほどのとおり実際にそういう現象が起きてる可能性もあるので、そうであればやつぱり反映の必要あるかというふうに考えてますので、お考えいただければと思います。この（1）の最後ですが、先ほど激変緩和措置、値上げ率等全般的に水道料金等審議会が協議して決定するというので、町長の方からも活発な議論の上でという答弁がありましたが、それであればですよ、重要なのは審議会での協議の内容が結論ありきではなくて、その結論に至るまで十分なものであつたか。これを町民が、その審議会の各委員の発言や議論の経過、内容、根拠、こういったものを知つた時に、そういうことであれば値上げも、この値上げ率も妥当だと納得できるものにしていただくこと、これが町民にとってだけでなく、当然改定される給水条例を採決するのは我々議員ですのでその賛否の根拠としても非常に重要で、こういった協議の内容、経過、これをつまびらかにしていただくことは強く求めたいと思うんですね。というのは、令和6年3月定例会で長与町議会議員の報酬増額の議案について、これは私と同僚議員1名反対し、賛成多数で可決されましたが、その賛成の根拠の1つとなつたのが、町特別職報酬等審議会の答申だつたわけですが、本当に適切な十分な協議が行われた結果の答申なのか確認しようと思つて議事録を開示請求しましたが、ご覧のとおりほとんど全ての発言、事務局の一部の発言は除きまして、ほとんど協議の内容に至るところはほとんど全て黒塗りなんですね。私はこれ報酬等審議会が十分な審議をしてないということを言つてるわけじゃなくて、たとえ適切で十分な審議をこういった町が諮問する審議会が行つても、このような黒塗りで開示できないものであれば確認も判断もできないですし、むしろ隠すということは何か不都合な内容だつたのかと疑われても、町民からですね、当然で、こういう公表できないような協議の結果としての答申を条例改正の根拠にすることは、やはり

町民の信頼を失う、当然そのような議案を可決する議会の方も信用を失うことになるんじゃないかと危惧してるわけですね。8月のこの水道料金等審議会の会議録は既に町ホームページで公開されてますが、今後の審議会の会議録も全て公表されるということでもよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

おっしゃるとおり全て議事録は公開する予定でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

その8月の会議議事録、私も拝見しましたが、結構活発な発言といいましようか、あってと思うんですが、この会議録は要約したものなのか、それとも一定ほとんどの発言を正確に掲載しているものなのか、その辺りはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

多少の修正はありますけれども、基本的には全て議論なされたものがそのまま掲載しているといったものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。それであれば、我々も最終的な答申等の根拠として十分に活用できるものと思いますので、今後も可能な限りつまびらかに公表していただくことをお願いいたします。（2）ですが、先ほど先送りにしたという表現になりましたが、これ文字どおり過去の、歴代のといいましようか、水道局の方で値上げを先送りしたんじゃないかということで、現在の水道局長、課長以下、現在の水道局の皆さんの仕事について否定や非難をしているわけではなくて、むしろ逆で、過去40年間本来設備の老朽化等っていうのはもう前から分かっていることでもありますから、値上げを段階的に行う計画といいましようか、そういう検討はできたはずなのに、やはり水道料金値上げというのは町民の反発もあろうかということで、そういったことで結論を出さずに送ってきたのかなという印象があったもので、現在の水道局の皆さま、先ほど町長もおっしゃったとおり、さまざまな値上げ回避の努力、経営努力をされてきたのは存じてますが、それにもかかわらず、むしろこういう大幅値上げを今の水道局が行わざるを得ない、いわばちょっと損な役回りのような、押し付けられてるようなそういうふうにも見えるものですから、ちょっとそのように申し上げたんですが、もちろん今さら過去のことを言っても仕方が

ないので、どうだったかっていうのはいいんですが、もし仮にちょっとそういう側面があるのであれば、恐らく今後下水道料金も値上げせざるを得ないと思うんですが、同じ轍を踏まないように、町民にも受け入れやすい料金改定に生かしてもらいたいということで質問をさせていただきました。下水道使用料は原則として水道使用料から算出されますし、それは町民の皆さんもご存じのことですから、当然下水道料金がまた急に何十%と上がると、当然水道の使用料をさらに少なくしようということになって、今回改定予定の水道料金の収入の見込みがよりさらに減少するというようなことになりかねないんじゃないかなと思ったんですね。もちろん節水は悪いことではないんですが、水道事業の持続のためには、上下水道一定使用量があまり減少し過ぎると当然困るもので、下水道料金の今後改定の検討に当たっては、こういった段階的な値上げを検討していくべきじゃないかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。下水道料金の改定、今の時点でお答えいただけるものがあれば、見込みであったり、こういった段階的な値上げ等の検討はいかがお考えになられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず前提といたしましてこれからの給水収益が減少していく段階、そして物価高騰等の費用がかさむ状況の中、段階的な値上げといった形は正直続いて、これからも確実にそういった形になっていこうかと思えます。また下水道につきましては令和6年1月に経営戦略を改定しておりまして、水道同様に経営は悪化するものと見込んでおります。現時点におきましては、計画時を上回る実績が上がっております。また各種経営指標についてもおおむね良好な状態にございますので、現時点におきましては下水道使用料についての値上げといったものは考えておりません。しかしながら、決して楽観できる状況ではないというふうに認識しておりますので、決算状況、そして社会情勢の変化を十分注視いたしまして、適時経営戦略の見直し、そしてその結果として使用料の見直しを避けられないということになりましたらその時点で改めて議会そして町民の皆さまにお願いしたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

はい、分かりました。現状では予定はないけれども、今後は当然可能性はあるということですので、今回の水道料金改定の経緯などであったり、これに対する町民の反応であったり、そういったものもそちらにも反映というか、生かしていただければと思っております。（3）については、先ほど既に脱炭素化には施設の統廃合などで対応しているということで、さらに長崎市と共同で整備する新浄水場はエネルギー効率が低いものになるというお話がありましたが、そうしますと新浄水場の稼働に伴って現在の第1浄水

場は廃止となって、すぐ近くの銀行跡地に取水施設というのを整備するというのですが、この施設に関しても、そういう脱炭素の方針というのは取り入れる予定があるのか、現段階でもし分かっていたら伺います。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

取水施設ですね、そこに設置いたします導水ポンプというものがございましてけれども、これにつきましてもエネルギー効率のいい設備を導入する予定としております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

この質問は、今後の施設は脱炭素の取り組みを取り入れるべきではありますが、仮にそういった技術を使うものを整備した場合に、従来の施設よりも初期投資というか整備、またはランニングに炭素は抑えられるけれども費用がかかるのかなあとあって、それが水道料金等にも影響するのかわかりかねて質問したわけですが、町長の答弁からもそういった施設を造れば逆にコストは下がるということで、その下がることも今回の水道料金改定に織り込まれているということですから、そういうことですね、つまりそういう脱炭素を推進したからかえってコストがかかるということはないということでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず今回の新浄水場共同整備事業に伴う施設の再編ですね、これにつきましてはもう多数の浄水場そしてポンプ場等廃止集約いたしますので、単純に電力使用量そのものが削減できます。またエネルギー効率の高い設備の導入につきましても、一般的な設備に比べますと初期投資は確かに少し割高かとは思いますが、機器の導入から更新までの総費用で試算いたしますと、毎年の電気代削減効果によって耐用年数内で十分回収可能であり、長期的に費用の削減につながるものと見込んでおります。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

理解いたしました。最後に今回の改定に関連してですが、9年度以降の値上げをできるだけ抑えるために、十分今でも経営努力なさっていることは存じてますが、さらに可能であれば経営努力、まだできる部分があれば、当然考えていくべきだと思うんですが、私は水道事業のいわゆる完全民営化というものには大きく反対の立場ですが、他の公共事業と同じようにコストカットなどのために部分的な業務の民間への委託等は考える必

要も一定あるのかなとは思っております。大村市が国交省の通達に沿ってウォーターPPPの導入を検討するというので、つい先日ですね、11月20日にサウンディング型市場調査などを関係事業者に行ったりしているということですが、本町として上下水道の業務の中で、形式はいろいろ個別委託や第三者委託、DBO、PFI、あとウォーターPPPいろいろあるようですが、今後何らか実施もしくは検討が必要と考えているような部分はありますでしょうか。その他委託のような形に限らず、経営努力といいましょうか、何か取り組まれていること、もしくは取り組む必要があると考えていること何かお考えがあれば伺います。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まずは現状、我々水道と下水道事業行っております官民連携に係るようなそういった取り組みから、ちょっとお知らせしたいと思います。浄水場と下水道の浄化センターの運転維持管理業務につきましては、複数年契約で薬品費、動力費、および修繕補修費など複数の業務を包括的に委託しております。民間の専門的なノウハウや効率的な経営、運営、手法を活用することで、維持管理費の縮減や業務の効率化を図っているところでございます。また現在、長崎市と共同で行う予定としております新浄水場共同整備事業におきましては、設計、建設、維持管理を一体として民間事業者が担うDBO方式を採用しております。これによりまして従来方式と比べて、工事費や維持管理費の抑制効果が見込まれているところでございます。加えまして、現在下水道事業におきましては、施設の管理更新を効率的に行う仕組みである、先ほど議員おっしゃったウォーターPPPですね、この導入可能性についても今現在調査、検討を進めている段階でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

よく分かりました。委託っていうのはですね、メリット、デメリットいろいろあるかと思えます。委託することによってかえって水道局の方になかなかノウハウが蓄積しなかったり、一度減らした職員数等なかなか戻すことは難しかったり、そういったいろいろあると思いますが、ぜひ一番いい方向、今後も検討して実施していただければと思います。大きな1番はこれでは終わりたいと思います。

次の町営住宅についてですが、先ほどの（1）保証人規定について、当然保証人の必要性はご答弁にもありましたし、特別な事情があれば、ちょっと必ずしも2名なくてもいいというようなことは対応を既にされているということでしたが、それでもどうなんでしょう、その保証人規定を変更する予定はないんでしょうか。つまり、長崎市はこういった国交省の方針を受けて、ゼロにはしてないものの、保証人規定が2名だったものを1名にするということなんですかね、もうしたんですかね。多分最近のことですが、こ

の2名が1名になるだけでも入居のハードルってのは下がるのでいいんですが、どうでしょうか、本町ではこの長崎市のように具体的に保証人規定を変える予定はまだ今後の検討段階、その可能性、どうでしょう、この考えについてどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

町営住宅は議員がおっしゃるとおり、町民の生活の安全安心、社会福祉の増進を図ることを目的とした重要なセーフティネットであるということを考えております。ただ、先ほど連帯保証人がやっぱり家賃滞納とかの一定の抑止力になるってことで町長答弁のとおりでございまして、やっぱり完全撤廃、保証人をゼロにすること自体は、やっぱり今のところ考えられておりませんが、先ほども議員おっしゃいましたとおり長崎県内の動き、保証人の数を長崎県や長崎市などについては2名から1名にしたというところもありますので、そこにつきましては、保証人、今後高齢化が進む中、そういった独居の高齢者の方とかが保証人の確保が難しいという状況も考慮されますので、そこにつきましては入居機会の拡大に、2名を1名にするという選択肢につきましては、入居機会の確保にもつながると考えますので、今後につきましては保証人を1名にすることについて、次回の募集に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

保証人の必要性は当然存じてますが、改めて平成30年と令和2年に国交省住宅局が出した通知には、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしておくことが必要、とあるんですね。この趣旨を踏まえてさらに、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いします、と各自治体に求めているんですね。ですので、繰り返し、その保証人の必要性は分かりますが、町営住宅、公営住宅というのが、セーフティネットであるという観点からですね、そういった検討はぜひ行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。1番は以上です。（2）同居者要件。こちらについては本町の町営住宅は全て間取りが3DK、いわゆる単身者というよりファミリー向けという、全てそういう間取りであるということもあって、当然高齢の方や障害のある方で独居の方、当然いるにしても、基本的には答弁にありましたように多くの方つまりお一人よりも家族、お子さんとかいらっしゃるそういうところで提供するという意味で、十分理解はいたします。ただこれも長崎市ですが、令和3年度から移住者や新規就労者であれば若い人でも入居できる、単身でも入居できる、そういった要件も設けたりしている。これは

多分、人口減少とか人口流出に対応するという面もあると思いますが、本町も当然それは同じですので、こういったさまざまなケースによって、一部そういう要件を緩和したり、廃止する動きもありますので、今後こういった例えば移住推進とか、そういう政策等との兼ね合いといいたいまいしょうか、も含めて、そういったところの所管課と協議したり、ぜひ町営住宅をより十分に活用していただきたいと思いますので、これは検討していただければと思いますので結構です。で、(3)です。県がパートナーシップ制度を導入した場合、先ほどのご答弁というか、足並みをそろえるということでしたから、当然これは県がパートナーシップ認証を受けたカップルにいわゆる事実婚と同じ扱いをするということであれば、いわゆる異性間の事実婚のご夫婦と同じように、長与町もそれに従って取り扱うということによろしいですかね。確認です。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

本件につきましては、議員のご指摘のとおり、長崎県が県営住宅の入居要件の方に、パートナーシップ証明があれば同居要件としますよという運用があれば、町営住宅につきましても同様の運用をすることで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。制度の導入後に、今まで、先ほどの答弁で、これまでの相談やそういった申請等もないということでしたが、もし今後仮にそういう申請したけれども、いわゆる異性の事実婚と違って同性であるからとかそういった理由をもって認めてくれなかったなどということが絶対にならないように徹底をお願いしたいと思います。そして(4)ですね、これについては民間の賃貸契約を前提としたいいわゆるモデル契約条項っていうのはありますが、あくまでモデル的なものですよね。このモデル契約条項の中では、結局第三者に残置物処理事務を受任してもらわないといけないというもので、結構これハードルが高いものかなと思うんですね。国が示していても机上の空論とまでは言いませんが、なかなか実際には難しいのかな。結局この問題は各地で発生してるようですが、独居の方が、高齢者が亡くなって残置物が引き取る相続人等も見つからない。もう処理に困って、もうその部屋が下手したら1年以上そのままになっていると。これは私が思うに結局そういったケースに、こういう対応できるという法律がないっていうのが一番の問題だとは思いますが、とはいえ法律がないから、もしそういうケースが発生したら何ともできないというわけにはいかないの、考えるべきだと思うんですが、ただこれの実際にもう長与町でも現に発生していると聞いておりますが、ちょっと現状、その例を簡単に、個人とか特定当然されないようなところで結構なんです、こういう状況が実際にあってるということだと思えるので、ちょっとそれをご説明いただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

独居の方の死亡についてなんですけども、前提としてはこれまで町営住宅の方で死亡された方いらっしゃるんですけども、その方の残置物につきましては、相続人であったり、親族の方が全部片づけしていただいているところだったんですけども、今年度6月の下旬に町営住宅の方で独居の方が亡くなられたということで、今現在この残置物について対応してるところでございます。それで、相続人調査を行ったんですけども、相続人の方がいらっしゃらないというところであったため、この件につきましては一つ一つ弁護士の方と相談しながら、法律上瑕疵がないような手続きを進めていっているところでございますが、なかなか法律上すぐ撤去とか手続きができないもので、ちょっと苦慮してるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

実は、この質問を考えて通告した時には、実際に本町でこれに当てはまるこういう事例が発生していることは知らなかったんですが、私。実際に今おっしゃったとおり6月にそういう亡くなった方がいらして、現在もう半年近くたってもまだ現状残置物を処分できてない、つまりその部屋は使えてない状態ですよ。こういうケースが実際にあるわけで、当然最初に申し上げたとおり早く部屋を使えるようにしなければ、次の住居を必要とする方に提供できないということで、まず大事なものは撤去することかなと思うんですね。その後それをどうするかっていうのはまたちょっと別というか、後とかで、処分のするしない別として、取りあえずどこか別の場所に撤去、保管できれば撤去できるわけで、それを勝手に処分すると後で相続人が見つかったりであったり、何らかこう法的な問題が出てきますが、保管をしておけば取りあえずその部屋から撤去ができるようなんですよ、いろいろ調べたところ。そのためには根拠となる条例の整備が必要ということで、これが例えばこの自治体が放置自転車などの撤去をすることを認めるのを条例で決められる。即時強制という趣旨ですが、これは可能だと。放置自転車を撤去するような条例は既にあって、ただそれは撤去して保管するわけですが、撤去することは条例で実際に定めている自治体もあってそれは法律的に可能だということを、全国市長会の分権時代の都市自治体の在り方に関する検討会というところで示されているということなんですね。ですのでこういう条例を作っておけば、取りあえず部屋に残置物が何カ月もそのままという状況は改善できるのではないかと思うんですね。亡くなったり、仮に失踪した人の部屋の残された残置物撤去するために、この条例があれば撤去のために立ち入ることも恐らく条例内に設定できる。こういう即時強制できる条例を考えてみてはいかがかなと思うんですが、いかがですかね。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

今現在起きてる残置物の問題につきましているいろいろと調べているところの中で、平成29年1月25日の国交省の指針といいますか、方針が出されてるものがありまして、こちらが、公営住宅による単身入居者死亡後の残置物への対応方針案というのがあるんですけども、この内容というのが、残置物が残った場合に、通常であれば相続人が明らかにいない場合とかは相続管理人という方が専任をして進めていくんですけども、やっぱり入居ができない、もう長く放置するっていうところを全国的にも問題があつてますので、この方針が出たのかなと思うんですが、相続人、管理人選任の前であっても、この方針によって市町村は財産権の侵害に留意しつつ、残置物の移動、分別、保管により速やかに公営住宅の本来の用途に供することができるというようなことに努めることができるというような方針が出ておりますので、そういった国の方針であったり、他市町の事例を参考にしながら、今後この件をモデルケースとして対応していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

平成29年にそういう通知ですかね、そういうのが示されたのであれば、その時にそういうものを作っておけば、今回現に発生してるケースに対応できたんじゃないかと思うんですね。ですので、私はそういうのが起こる前に考えるべきではないかという趣旨で質問したんですが、もう既に発生していたということで、今回の件をある意味教訓といいたいまいしょうか、してですね、ぜひ今後同じことが起こった時に速やかに対処できるような方針を、そうですね、対応を考えていただきたいと思います。あと処分、これちなみにその処分についてですが、撤去はできてもやっぱり処分について法整備が追い付いてないようですが、行旅死亡人という扱いであれば公告後60日経過すれば、行旅死亡人取扱費用にいわゆるその方が残したお金、遺留金であったり、財産を処分してそれを充てることができるという法解釈があるようなんですが、これはある意味、苦肉の策というようなところで最善かどうか分かりませんが、繰り返しですが、本町でも事例が発生しておりますので、こういう行旅死亡人の取り扱いなどの規定なども使えるのであれば、こういうケースはこう対応しようとか、ぜひあらかじめ想定して今後当たっていただければと思います。というのも、先ほど答弁で入居時に相続人と同意書等の必要があるということでしたが、やはりそうすると入居のハードルが上がると思うんですね、保証人要件と同じで。なのでそこまでしなくても、仮に相続人等がない方、保証人がいない方でも亡くなった時にちゃんと町が対応できるというような体制を取っておくことが、セーフティネットという意味での町営住宅の趣旨には沿うのかなと思いますので、

ぜひお願いしたいと思います。あと最後の（５）については、まだ改正されたばかりです。本町で空き家もそこまで大きな問題になってないということですが、ぜひ今後は空き家の処分に困る方と住宅がなくて困る方、そのそれぞれをマッチングさせることにもつながりますので、そういう大家さん、古いアパートを抱えて、なかなか入る人がいないというような大家さんなんかの周知なども含めて、ぜひ改正住宅セーフティネット法を周知をしていただければと思います。以上で終了いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で１０時４５分まで休憩します。

（休憩 １０時３１分～１０時４５分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順２、竹中悟議員の①町政かじ取りについて、②医院、歯科の日祝日の当番医療の現状と病児保育、産婦人科についての質問を同時に許します。

１４番、竹中悟議員。

○１４番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。質問に入ります前に、昨日、先ほど町長が言われましたように前町長の逝去の報告を受けました。非常に残念でありますし、彼とは現職時代に随分と激論を闘わせた仲間でした。非常に残念でございます。心より哀悼の意を表する次第でございます。さてもう１件、今度は楽しい話なんですけど、このたび令和７年度藍綬褒章を受章された岡田義晴議員、誠におめでとうございます。日頃から自衛隊採用相談員として自衛隊育成のために尽力されたことに対し、敬意と心からのお祝いを申し上げます。また、町村会を代表して秋の園遊会にご招待をされた吉田町長に対しても、お祝いを申し上げたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。今回は２点について質問をさせていただきます。１点目、町政のかじ取りについてを質問いたします。去る６月定例会におきまして、現状の財政状況について質問をいたしました。町長の答弁には、財政は健全であるとの回答でありました。私は財政運営につきまして実質収支比率、経常収支比率、財政力指数を見ても大変厳しい状況にあると危惧をいたしてるところであります。また、聞き取り調査をした多数の職員も財政健全化発言に違和感を感じているようでございます。今後発生する図書館等複合施設建設費、高田南土地地区画整理事業、道の尾地区浄水場建設、庁舎空調設備改良改善、耐震ゼロである長与町公民館、老人福祉センター改修などなど、今後相当の財源が必要となるわけであります。早急な財政健全化対策が必要と感じているため、以下のことについてお尋ねをいたします。（１）町政かじ取りに対する副町長の立ち位置と役割についてお尋ねをいたします。（２）随意契約の在り方についてお尋ねをいたします。（３）町内業者育成のための町独自の入札制度についてお尋ねをいたします。

大きな2つ目といたしまして、医院、歯科の日祝日の当番医療の現状と病児保育、産婦人科について、本町における医療体制の現状について、以下のとおりお尋ねをいたします。(1) 日祝日の医院および歯科の件数と利用状況についてお尋ねします。(2) 日祝日の医療体制についてお尋ねをいたします。(3) 病児保育体制の現状についてお尋ねをいたします。(4) 産婦人科の必要性についてお尋ねをします。以上2点質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、竹中議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、大きな町政かじ取りについてということで、1番目の質問が副町長の立ち位置と役割についてというご質問でございます。この副町長は、町長を補佐し、行政運営を円滑に進めるための重要なポジションでありまして、実務的な部分におきまして関係部局の調整を図りながら、地域の問題解決や政策推進に大きな役割を担っていただいております。その中で健全な財政運営を堅持しつつ、限られた財源の中で最大の効果を発揮できるよう、多様化する住民ニーズや刻々と変化する社会情勢などを踏まえまして、短期的あるいは中長期的な視点を持ちながら町が進めるさまざまな事務事業など、行政全般における全ての事務を監督しておるところでございます。また対外的な調整役でもございまして、難しい役回りではございますが、町政運営の要として重責を担っていただいております。2点目のご質問でございます随意契約の在り方ということでございます。地方公共団体における売買、貸借、請負、その他の契約は、公平性、経済性、競争性の3大原則にのっとり行われなければならない、契約を締結する方法といたしまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法によることと地方自治法で定めるところでございます。原則は一般競争入札によることとされておりまして、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法につきましては、政令の定めにより該当する場合に限り、これによることができるとされておるところでございます。その中でも随意契約におきましては、競争入札に比べ手続きが簡略でかつ相手方を特定できるため、信用、技術、経験等といった相手方の能力を熟知した上で契約を締結することができ、運用が適切なものでございますれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができるものであろうと考えております。しかしながら、その反面、相手方が固定化されるなど運用を誤ることになれば結果として契約の公正さをなくし、不利な条件での契約に陥る可能性もあるわけでございます。本町では、長与町財務規則におきまして随意契約に関する内容を規定しておりますので、その内容にのっとりまして、公正性、透明性、競争性の確保に留意をいたしまして、随意契約を行うこととしております。随意契約による場合は実績等を考慮しつつ、複数の者から見積書を徴するなど事業所へは公平に幅広く参加の機会を認め、競争を促し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう常に意識をし、適正な事務の執行に努めてまいります。続きまして3点目、町内業者育成のための町独自

の入札制導入についてのご質問でございます。本町におきましては、ご承知のとおり公共工事およびコンサルタント業務におきまして、指名競争入札を採用しております。その中で指名登録業者の格付に関しましては、長崎県等が行う経営事項審査の総合数値により格付けを行っているところでございます。経営事項審査は、客観的事項のみによる格付けとなりますけれども、他の自治体におきましては、地域の実情を踏まえ、当該地域における実績、地域貢献等を独自に評価し、格付けに反映させる主観的事項を取り入れているところもあるようでございます。災害が頻発化激甚化している近年におきまして、自分たちのまちは自分たちで守る、という地域防災の観点から、災害時に迅速かつ円滑に初動対応をとっていただける地元業者は、必要不可欠な存在だと認識をしております。また、地元業者は、道路や施設などインフラ整備の大事な担い手でもございます。町内業者を優先し、継続的に保護、育成することが、地域経済の活性化および地域雇用の促進、さらには地域の安全安心にもつながるものと考えております。以上のようなことから入札における地元業者への配慮は非常に重要であると捉えており、議員ご指摘の町独自の入札制度の導入につきましても、現在研究を進めているところでございます。

続きまして大きな2番目でございます。医院、歯科の日祝日の当番医と病児保育、産婦人科の現状につきまして、1点目が日祝日の医院および歯科の件数と利用状況について。2つ目が日祝日の医療体制についてということでございますので、これは関連がありますので併せてお答えをさせていただきます。町内の医療機関数は、令和7年4月現在で病院3カ所、医院34カ所、歯科医院が16カ所でございます。日祝日は、在宅当番医制を西彼杵医師会に委託しておりまして、医師会が定めましたところのローテーションに基づき、長与町35カ所、時津町27カ所、西海市11カ所の合計73カ所の医療機関が、各市町で1日当たり1医療機関ずつ交代して診療に当たっておるところでございます。また、長崎百合野病院、長崎北徳洲会病院、西海救急クリニックが24時間の救急体制となっておるところでございます。歯科の在宅当番医制は行っておりませんが、長崎市内の歯科の休日診療の利用が可能でございます。日祝日の利用状況につきましては、西彼杵医師会の在宅当番医制事業の調査結果によりますと、長与町の令和6年度中の外来患者数は1,951名、1日平均外来患者数は27.1名ということでございます。3番目の質問にお答えします。3点目はですね。病児保育体制の現状についてということでございます。病児保育事業は、子どもが病気の回復期または病気中のため集団保育が困難であり、保護者の就労、疾病、出産等により家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりする事業でございます。実施施設につきましては、令和元年8月、長与町に開設されました病児保育ひなたぼっここと令和4年4月、時津町に開設されております病児保育室 Hinamico の2施設へ委託をしておりまして、両施設とも小児科に併設されておるところでございます。利用対象者は、居住要件といたしまして、長与町または時津町在住で、保育所、幼稚園、認定こども園の在園児および小学校3年生以下で、健康状態が入院は不要だが集団生活が困難な病期中、回復期の子どもとなるところでご

ざいます。また、施設による対象年齢の違いがございまして、ひなたぼっこは小学校3年生以下、Hinamicoは就学前までが対象となっております。なお、利用料につきましては、両施設ともに利用料が1日2,000円、別途給食費、診察料等が必要となるところでございます。所得に応じた助成につきましては、生活保護世帯および住民税非課税世帯は無料。市町村民税均等割のみ課税、または市町村民税所得割課税額が4万8,600円未満の世帯は1,000円となりますが、施設でいったん支払いの後、本町へ申請した差額を償還している状況でございます。開所日時につきましては、ひなたぼっこが月曜日、火曜日、木曜日、金曜日が8時30分から18時まで、水曜日は8時30分から12時30分まで、休業日は、土日祝日、お盆、年末年始、クリニック休診日等となっております。なおHinamicoは、月曜日、火曜日、水曜日、金曜日の8時30分から18時まで、休業日は木曜日、土日祝日、お盆、年末年始、クリニック休診日等となります。利用手続きにつきましては、施設に直接予約を行い、年1回の利用登録と利用の都度、利用申請書の提出が必要となります。長与町の利用状況といたしましては、2施設合わせまして、令和4年度が156名、延べ242回、令和5年度が279名、延べ475回、令和6年度が262名、延べ418回、令和7年10月末現在164名、延べ262回の利用となっております。続きまして4点目の産婦人科の必要性というお尋ねでございます。現在長与町には婦人科は1件ありますが、産科はございません。妊産婦の負担を考えますと、自宅近くで健診や出産ができるよう、町内にも産婦人科があることが望ましいと考えますが、現状新たに開院いただくことは難しい状況でございます。また長崎市、時津町の産婦人科は、それほど遠くない場所に複数ございますことから、そちらを利用いただいている状況でございます。町といたしまして産婦人科開院に対して直接的な働きかけはできませんけれども、開院についての相談があった場合には、町としてどのような支援ができるのか、考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

医療関係の3番、4番忘れないようにお願いします。それでは再質問をさせていただきたいと思います。まず町長に対してちょっと質問をさせていただきたいんですけど、現状ですね、私も財政の面ですずっと追ってきてるわけですけど、日ごとにですね、やはり財政が厳しくなってるというのは、これ事実だと思うんですよ。町長が前回財政は大丈夫だと言われたのは、今日の段階ではまだまだ大丈夫なんです。ただ今後のことを考えると、これは絶対に厳しくなるということなんですね。そういうのを念頭入れながらお話をさせていただきたいと思います。今ですね。このかじ取りに対してということに対してのこれ質疑なんですけど、日常的に今取り組んでいる重要業務、今特に力を入れてる分野、何があるんですかね。これについて町長の方からお答えを頂きたい。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

第10次総合計画で掲げてある方針に沿ってやっておりまして、第11次というふうに進んでいるわけでありまして、その中で、自治会とコミュニティ含めた協働による持続可能な社会、これをどうやっていくかということですね。地域コミュニティを通じまして住民同士が支え合い、にぎわいのある町づくり、どうしたら推進していけるのかというようなことに今、心を砕いているところでございます。そして、心を育む教育と文化とこれもですね。今議員ご指摘のとおり義務教育学校の取り組み、そしてまた郷土芸能の継承などございます。こういったものも、きちんとやっぱりやっていきまして、子どもたちの心を育み、地域の文化を守り抜いていくと、こういったものが必要であろうかと思っております。それからぬくもりのある健康と福祉、これも大事だと、今先ほど3項目前に出ておりましたけれども、この健康づくりの推進に加えまして、医療、介護の充実、そして、また一番大事なのは生きがいつくり、こういったものの支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めておるというところであります。そして、また本町の特徴でありますコンパクトシティ、このコンパクトシティの考え方を踏まえ生活利便性の高い都市構造を目指す。それと共に高度な教育環境の整備にも取り組んでおるところでございます。それが強いて言えば非常に重点的な形で取り組んでおるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

基本的にソフト面を非常に大切にされてると、これも確かにいいことだと思いますね。しかし、ハード面もやっぱり考えないといけないということですね。それから今わが町における最大の問題点は、どういうことがあるのか。どういうふうな認識をされてるのかね。それについてお尋ねしたい。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

議員ご指摘のとおり今私が進めてるのは4本柱ということで、子育て、教育、健康づくり、遊び心というような形で進めさせていただいておるんですけども、こういったソフト・ハード両面から戦略性、実効性を持ってやっておりまして、現在長崎県内21市町の中で、人口規模はこの10年で8位から6位へと順位を上げてきたところでありまして、しかしながら、人口減少の流れっていうのは、本町においても自然減、社会減、両面において非常に進行しておるというところでございます。そういった形の中で、本町は消滅可能都市ではございませんけれども、やはりこの確実にこの人口減少が

起こってくるということはですね。逆に言えば税収が落ちてくるというようなこともございます。そういったものがありますので、この人口減少問題は一層見える化したしまして、現状と将来像を町民の皆さまと共有しながら、具体的な戦略に落とし込んでいくと、こういったものが重要じゃないかなというふうに思っております。そして、この住民の皆さま方がですね。税収は落ちるけども日々の暮らしの中で感じる精神性の豊かさ、そして、生活基盤としての物理的なクオリティ、こういったものの双方をどうしたら維持、向上させていけるのか。こういったものが今長与町が問われている最大の課題ではないかと、そのように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

なかなか難しい質問をしたんですけど、考え方としては、ある程度理解できます。やはり人口問題というのは、一番大切なことですね。そして、この長与の郷土を守る。そして、ふるさと長与を大切する。そういうことも忘れないでやっていくというのは、大切なことだと思います。それから先ほど通告書に出しておりましたように、副町長の経験や専門性をどのように町政運営に生かしていくのかね。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

私は基本的には、町長が外交の面ですね。副町長は内政面と大きく言えばそういうことですが、両方ともオーバーラップしてるところは当然あるわけでありまして、副町長としてやっていただきたいと思うのは、現場経験が豊富なので、いろんな現場を幅広くやっておりますので、私の掲げる理念、あるいはビジョン、こういったものを現場レベルで具体的に事業として、着実に遂行していく。実行していくっていう特にそういった役割があるんじゃないかと。そして、ずっと職員で過ごしてきてますので、次世代の人材育成、これも非常に適ってると思うんですね。若手職員の育成あるいは指導を通じまして、行政運営に必要な知識、技術、それから心構え、それを次世代の職員につなげていくと。そういった持続可能な行政体制の構築とこれには非常に取り組みやすく、そして、また取り組んでいただきたい案件であります。それから町民との橋渡し役ということでございます。現場感覚を持った副町長としてですね。町民の皆さま方の声を丁寧に伺いまして、その思いや課題これを庁内の議論や施策に反映させる。そういった橋渡し役、これもやってもらいたい。そして、次が行政の調整役。これも重要だと思っております。庁内各部署との連携を図りながらインフラ整備や各種イベント等につきまして、現場レベルでの調整、進行管理を行って、事業の着実な推進、それに努めていただきたいと、こういったものを彼の仕事として、私は今お願いをしておるところでございます。

ます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

この今の3点は、通告外というふうに思われるかもしれませんがね。やはり町政のかじ取りという面では、お話を、基本的な考え方を聞いておかないとね。先の質問ができないものですからね。それから中に、今日質問の中に通告しております随意契約ですね。これは先ほど回答を頂いたんですけど、細かいことは担当の方にお尋ねしますけど。基本的な随契についての基本的な町長の考え方、これをお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

竹中議員も熱心に取り組んでおられるんで、私もかなり納得できるところあるわけでありましてけれども、原則としては、一般競争入札、こういうものが原則としてはあるかと思っておりますけれども、例外的に特定の者でなければ所期の目的を達成できない特別な理由と、こういったものが認められた場合ですね。また、そういったことが必要な場合に限りですね。例外的にこの随意契約というのが、必要なんじゃないかというふうに思っております。本町がやっています随意契約の大きな部分としましたら、既存基幹システムですね。既存基幹システムが随意でやる場合が多いわけでありましてけれども、これはシステムが一貫しておりますので、一体的な作業が必要であろうというふうに思っております。だから現在稼働している基幹システム、それに密接に連携した改修であったり移行作業、こういったものはシステムですので、どうしても必要だと。そして、システム全体を把握している事業者による一体的な対応が求められるんじゃないかなというふうに思っております。そして2点目は、国はいろんな形でこれを基幹システムについては考え方を持っております、国の標準仕様と限られた準備期間っていうのがございます。その中で限られた準備期間内に確実にこのシステム切り替えを完成させる必要があるわけございまして、そうしますとやっぱり既存ベンダーによる迅速かつ的確な対応が不可欠だということございまして、3つ目はですね。この基幹システムというのは個人情報ですね。高度な個人情報を扱うシステムであろうかと思っております。従いまして、この既存ベンダーが責任を持って一体的に回収、移行を行うことがセキュリティ確保、そしてまた責任の明確化の観点から最も適切ではないかなと、そのように判断をしております。そして、であれば、その見積もりの内容、金額を妥当性についてはどうなのかと。それはもう一方的にあるんじゃないかというような懸念もありますけれども、これにつきましては、国のチェックリストというのがあるんですね。それに基づいて内容を確認していると。国から示されております見積書のチェックリストに基づきまして、作業内容に不明瞭な点あるいは想定外の項目が含まれていないかということ。2つ目は、運

用作業と重複がないかと。既存の運用作業と作業内容が重複していないかと。こういったものの二重計上、こういったものを確認してまいります。それと構想期間の妥当性ってということですね。提示された構想や作業期間が想定される作業内容に見合ったものとなっているかを検証すると、こういったものを図りながら随意については進めておるといところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

はい、分かりました。それではせっかくですから副町長ともですね。私もこの9カ月間お話ししたこともありませんし、おはようのあいさつもしたことないんですね。もう不思議だなと。私はわざわざ3階まで行く必要もないなと思ってるんですね。そこでですね、副町長の意識もちょっとお尋ねしておかなくちゃいけない。前段で述べたように私は現状の財政状況、大変厳しいと感じてるんですね。副町長は現状の財政をどのように意識を持っておられるのかね。まず、お話を聞かせていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

荒木副町長。

○副町長（荒木重臣君）

まず財政の基本がですね。一応最小の経費で最大の効果を上げるというものが、基本だと思っております。議員が言われるようにハード面、ソフト面等々、もう今後たくさんの事業が控えておまして、多くの財源が必要になると思っておりますので、これはもう財政と相談しながら整備を進めていかななくてはいけないと思っております。また、指標を見る限りはですね。現時点では大丈夫なんですけど、先の方を考えて指標のもう上がり方、年々の上がり方を考えればですね。財政はやっぱり硬直化の方へ向かっていると思っておりますので、この辺はきちんと財政の方ともいろいろ協議検討しながら、町の方を進めてまいっていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そこでそれでしたらね。1つだけ、一番財政の分かりやすいところ指標のことのお話が出ましたので、現状の財政運営について、財政経営、経常収支比率などを見ても歴然と数字に反映されてると思いますけど、1点質問いたしますけど、経常収支比率は、ご存じだと思いますけど、これが限度はどれぐらいまでは大丈夫かというふうに判断をされてますか。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

一番適正かなと思うのはやっぱり70から80ぐらいかなとは思いますが、今現在90を超えていますので、ぎりぎりか何とかやっていけるぐらいのところで思っております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

もう93になってるんですね。だからこの限度がどこまでなっていくのかっていうのは、やはり先ほど町長の説明にもあったように、町長はやはり社会的に対外的なことを処理しなきゃいかんので、中身については基本的には私はもう副町長がやるべきだと思うんですよ。だからそういう分をしっかりと頭に入れていただかないといけないと思いますね。この行財政運営につまましてですね。副町長は町長を補佐し、町政の円滑な推進に大きな役割を果たすと考える。しかしながら、われわれ議員から見ても、住民から見ても、先ほど言われたように副町長が具体的にどのような分野を担当し、どのような権限を持って業務を遂行しているのか、姿が見えないんですね。私はさっき言ったようにね。もう初めてこういうふうにしちゃべったぐらいな感じですね。たまに見るのは式典で、開始します、終了しますと。これだけしか私たちは●●ありません。だから副町長の主な職務内容と町長の役割分担について、現状どのように定めているのかね。副町長の感覚の中でお話を頂きたい。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

私のこの役目でございますが、町長の町政のトップの町長の施政方針、政策方針等々を進めるためにですね、各部局を指揮監督しながらやっていくというのが、本来の重要な役目でございます。その中でも先ほど町長が申しましたように、そうですね。役場内部の人材関係、それから現場の関係、それから町民の皆さんとのいろんな意見を聞いて町政に反映させる。それから内部行政の先ほど言いましたようにですね。あとは町長が不在のときの代理で出席する。そういったことが私の役目だと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

町長、副町長ね。最初に聞かせていただきました。それを肝に銘じながら長与町の発展のためにね。自分がどうすればいいのかというのをよく考えて、進んでいかれた方がいいと思います。それではちょっと具体的に随意契約についてお尋ねします。これはもう担当の方になるんだろうと思うんですけどね。本町では年間どの程度の随意契約を行っているのか。これについて分かる範囲で教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

一般競争入札ですね、それから指名競争入札、こちらを行っているもの以外ですね。多くの契約の方が随意契約となりますので、多岐にわたって数も膨大になるということで、件数、金額については申し訳ないんですけど、把握ができておりません。ただしですね、随意契約の限度額、例えば工事であれば今200万円になってますけど、3月まで130万円。いろいろその他もろもろの部分については100万円になってますけど、50万円。こちらを超えてる1者特命随契ですね。1者のみの見積もり徴取による随意契約。こちらをしているものについては調査をしております、令和6年度で水道局除いて211件でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そしたらこの契約の金額の全体に占める割合というのはどうですか、分かりますか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

すいません、そちらも先ほど申し上げた全体額が把握できてませんので、割合等も不明でございます。申し訳ございません。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

すいません。この中で主な理由と根拠ですね。この随契のですね。これについてちょっと少し内容を話していただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

随意契約の方ですね。こちらを行っている根拠としましては、地方自治法の施行令第167条の2第1項の各号ですね。こちらの規定によるものでございまして、主なものでいけばですね。第2号、こちらが多いんですけど、性質または目的が競争入札に適さないもの。第3号、去年までですけど、シルバー人材センターやあと福祉関係施設です。こちらへの発注。第5号、緊急を要する場合、こちらですね。こういったのが主な理由と根拠になってございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

一番問題になるのは、やはり透明性ですね。それから公平性の担保、業者の選定基準、それから金額の妥当性ですね。これについてはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今おっしゃられたうちの公正性の担保とそれから競争性ですね、こちらは事業者、町長の答弁にもありましたが、その事業者の信用実績などを考慮をしながらにはなるんですけども、できるだけ不特定多数の1者の者に、1者っていうか、固定化されないようにですね、不特定多数の者に幅広く競争の機会を提供できるように努めているところでございます。金額の妥当性については、複数より見積もりを取るとか、あとインターネット等を活用して他の自治体の取引事例などを調べて市場価格、こちらの調査を行う。またあと一定金額以上は、予定価格を設定する。こういったことで適正な金額っていうのが、金額の妥当性は担保できるんじゃないかなと思っております。なお、透明性の部分でございますけど、こちらについてはやはり情報公開、こちらが良い方法だと思うんですけども、本町では現在、公開の方はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

公明性、透明性を担保するためには実質の基準ですね。これをどのように定めているのかね。これについてお答えを頂きたい。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そうですね。公平性の担保につきましては、やはり複数者から見積もりを取るという、先ほど申し上げた部分になるんですけど、うちの財務規則上はですね、1件の予定価格が10万円を超えるものは、もう原則として2者以上から見積もりを取るということで決めておりますので、それに沿って事務ですね。適正な契約が行われているものと考えております。それから透明性の確保はやはり情報公開かなと思うんですけども、こちらについては先ほど申し上げた1者の匿名の随意契約、こちらについて来年度をめぐりに、ちょっと公表の方を計画、今準備しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それから実は今私が質問するのは、これAIを使ったんですよ。私、高齢者ですからあまり得意じゃないんですけどね。一応私が文章を書いていってAIにも尋ねたり、いろんな形であまり自分の意思でしゃべれないってことは、私の本意ではないんですけど

どね。やっぱり文章化するためにはやっぱりこのAIも必要だなと、そういう気持ちもいたしました。今回答を聞いてますとね。このAIの回答が非常に多いんですね。だからそうですか。間違いない。いやそれはそれなりでいいんですよ、別にAIが間違ってるってことは、あんまりないようだから、いいんです。それと、そしたら業者の選定の客観性や競争性をどのように担保してるのか。これについてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

やはりそこは一番気を付けるべきだと思っておりますので、担保といいますか、やはり繰り返しになりますけれども、幅広い業者への固定化を招かない。それから担当者の感情等で業者を選定しないような、そういった仕組みづくりといいますか。そういったことがそういった競争性や客観性ですね。そういったのを担保につながっていくのではないかなと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それから随意契約に関する情報公開の徹底やその契約手続きのデジタル化など透明性の取り組みができているのか。さっきそのお話をされたけど、これについて回答を頂きたい。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

先ほど申し上げましたように情報公開に関しましては、1者特命随契、こちらの方は件数の方も透明性を高める意味でも情報公開を必要と考え、来年度をめどに準備をしております。あと契約手続きのデジタル化ですね。こちらにつきましては、いろんな手続きがデジタル化する中ですね。検討課題ということで思っておりますけれども、現時点で町として必要性を強く感じておりませんで、事業者からの要望等もございません。併せてイニシャルとランニングコスト等のかかることからですね。費用対効果の面からも今のところ導入を見送っております。今後、国とか県の共同導入とか標準システム化があれば検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今後ですね、もちろん随意契約は認められてる契約なんですけど、今後この随意契約を少なめにして、入札に切り替えるような考えがないのかどうか、お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

議員がおっしゃるようにやっぱり一般競争入札というのが契約の原則でございますので、やはりその考えを念頭に置いて、できるものは一般競争入札も制限を付けられますので、不適格業者とかですね。そういった、ただちょっと事務執行までの期間が長かったり、事務上の負担、職員の負担が増大するということもございますけれども、できるものはやはり一般競争入札で行うという原則を持ちながら、事務を進めていくべきだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは町内業者の育成のための入札制度ということになるんですけど、その中で地元業者育成のための随意契約の割合はどれぐらい長与町であってるのか。これについてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

地元業者育成のための随意契約の割合ということですけど、地元業者割合自体は不明ではございますけど、入札に付さない随意契約ですね。こちらについては基本的に地元の町の業者の方にお声掛けをさせていただいて優先的に選定をするように心がけておりますし、庁内のポータルサイト等でもそのような周知を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

庁内の部分で随意契約を行う場合の判断プロセスはどのようにしているのかね。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

先ほどと一部重複しますが、地方自治法施行令第167条2第1項、こちらの方に該当する場合ですね。真にやむを得ない場合、こちらに限り随意契約を行うことと。そういうふうなことでやっております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

先ほどまで聞いてね、緊急時以外にも随意契約を行うケースがあるのはなぜなんでし

ようかね。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

この部分では分かりやすいところでいけば、シルバー人材センターとか福祉関係ですね、こういったところの随意契約。それから町長の答弁にもございましたが、その業者じゃないと所期の目的を達成できない。そういった場合に、その業者と特定の業者と随意契約を行うケースがあるかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

随意契約の不透明さを防ぐために事後の監査や検査が必要と考えられますが、内部監査の体制はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

一連の事務の流れ、起案の段階ですね。こちらから完了まで事務専決規程に基づいて、適切な内容で起案とか決裁処理がなされているところでございます。あとですね、物品納入後、こちらは完了報告、それから所属課課長による検査、検査調書、検収調書による書類や現場のチェックですね。こういったところでチェックを行っております。また、業者選定とか契約内容に不明な点等があれば、契約の担当課であるうちですね、契約管財課へ相談するような体制づくりをとっております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

先ほども説明しましたけど、お尋ねしましたけど、住民への情報公開をどのように進めていくのかね。この辺の具体策がもしあれば、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

なかなか全部の内容っていうのは、ちょっと数的にも膨大になって、できないんですけども、先ほど言った1者特命随契ですね。こちらについてはやはり透明性を高める必要があるということで、ホームページの方に掲載を今後検討をしております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

随意契約について今いろんな部分で細かいところまでちょっとお尋ねしたんですけど、本来に入る町内業者育成のための要は長与町独自の、要は入札制度のつくり方ですね。これについては前回のことについても私は質問をしております。検討しますというようなことを聞いておりますけど、まだ先ほどの答弁では、検討するというふうなことしか出てないんですね。これを具体化を少ししていただきたいんですけどね。私の考えとすれば町内業者、地元業者の町内業者はもちろん優先とすべきであるし、それがもう難しかったら地元業者ということを私は優先に考えるべきだと思うんですね。長与町でちょっと話が変わるんですけど、今、食事場所も何も無いんです。昼ごはんを食べに行くのもないし、夜われわれは今度何かその会をするんですけど、それも場所がもう無い。そういう状況は、当然、結局長与町にいらっしゃる業者が反映していないから、全部外に出て行ってるということなんですね。町内業者を育成することによって、長与町の昼間人口が増えていく。増えた中でいろんな分で反映をして、商店も潤う。食堂潤うということになるわけですね。私もちょっとこういうことに詳しい方がいらっしゃったのでね、日本の3大フードというんですかね、マクドナルドとケンタッキーとそれからミスタードーナツですか。これについて長与町は無いんですよ。他の自治体はほとんどあるんですよ。ちゅうことは、やはり行政の中で少し商業に対する考え方が長与町は薄いのかなと、そういう感覚を持っています。これは町内業者育成をすることによって、これも幾らか緩和するんじゃないかなと、そういうような気持ちがいたしますね。だからそれについて長与町で私の考えとしては、町内に要は固定資産を払ってる所とか、それから例えば消防団に所属されてる方の会社であるとか、そういう限定的なことを幾らかやってもいいんじゃないかなと思うんですよ。それと長崎市では前回もお話ししましたように、本社を長崎市に置かないと要は指名に入れないと、もう徹底してますよね。ということは、事業税は全部長崎市に入るということなんです。これをやっぱり阻止じゃないんですけど、やはり長与町の独特のやっぱりシステムを作らないと、これなかなか難しいと思うんですね。私が申し上げたように、そのちょっと極論も申し上げただけど、指名をする対象として、こういうことを考えてますけど、指名委員長として、このことについてどういうふうにお考えになりますか。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

入札の指名に当たり長与町では、もう議員言われるとおり現在のところ町内業者に恒常的な重点加点ですね。そういったものを与えるような優遇点、それはやっております。例えばですね。地元企業に一律加点しますと、やっぱり競争性、公平性、そういったものを欠く恐れがありますので、これを担当課とも話をするんですが、評価項目、先ほど議員も言われた地域密着の業務遂行能力ですね、あるいは災害対応、維持管理体制、消防団等ですね。そういった公共目的に直結する観点で検討していくということで、今

現在、研究をしているところでございます。また、業者の選定に当たってはですね。常日頃から可能な限り町内業者をとということで、言っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

少し消極的だと思うんですね。やはりやっぱり町内業者を育成するためには、やはり入札を入れてやって、そして仕事を取って、取る分は彼らの競争ですから、そこまではもちろん口出しはできないわけですね。それでも入れてやって、取るまな板を作ってやらないとどうもならないですよ。だから今少し聞いてみますと、BクラスがAクラスに準じるようなことができるといことも聞くんですけどね。小さな業者ばかりだったらそれをベンチャーにして組ませてね。その単位に合わせて入札をするっちゅうこともできるわけですよ。そこまで考えないと。長崎市はさっき言ったように、もう事業所が本社じゃないとやらないということを徹底してるわけですから。これはもうだから長与の業者も長崎が仕事量が多いからどんどん出て行ってしまふ。だからそれを阻止するためにも、それと町内のやっぱりその反映をするためには、やっぱりその独特な町の部分を庇う、守る、そして、反映させる努力をやっぱり私はすべきだと思うんですよ。それを先ほど申し上げた規制のことばかりも言われたけど、それについてやっぱり独特なことをやらんといかん。それについて、もう一度回答を頂きたい。

○議長（安藤克彦議員）

副町長。

○副町長（荒木重臣君）

今おっしゃられたようなこともいろんな加味いたしまして、担当課の方にきちんと整理して、町内業者を何とかできるようにしていくように指示して研究してまいります。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

期待しておきます。それから随意契約についてなんですけど、この1つの例、私はもうこれ何回も申し上げたと思うんですけど、上下水道の話さっき出ましたね。要は同僚議員からこの値上げの24%という話が出たんですけど、これの中に委託料というのがありますね。これ委託料が大体2つ合わせると約3億円ぐらいの数字なんですけど、これは私が昭和62年に拝命いたしまして、それから平成24年までずっと随意契約だったんですね。これを平成24年に入札をかけたところ、入札をかけたところ14%のやっぱりその数字が、ダウンした数字が出てきたんですね。そうすると3億円で14%っちゅうことは約5,200万円ですよ。ものすごく大きいですね。だからこういうふうな、もちろんその会社自体はもう何回も申し上げるように悪くはない会社、良い会社なんです。それでも競争の原理というのはね。どうしても働かせなくちゃいけない。それともう1

点ね。大きな数字を私は追ってるんですけどね。昭和63年ということは平成元年、これからある放送局が特命で今随意契約をやってるんですね。これが大体今回や当時は200から300万円だったんですけど、今はもう1億円を超えてる。これをなぜ入札にしないのかという担当にお話すると、あとの応募者がいませんと、そういう話になってます。しかしね、これはね、要は頭の会社は要はNECという会社ですから、システムの会社ですから。このいろんなことでノウハウは日本全国にもう既に知れ渡ってるわけですね。だからこれについては、町内の業者というのはいないわけですから、これはなるべく広く入札をするということは、私は基本だと思ってるんですね。ですから私は財政をずっと追ってるけど、この随意契約と今度その入札のことについて質問したのも、やはり財政を少しでもやっぱり随意契約当たりのさっき言ったように5,200万円とか数字を積み重ねていったら、これすごいお金になるんですよ。だからその辺をよく考えていただきたいと、そういう面でお話をしたわけですね。これについてそっだけ町長、お話しできますか。

○議長（安藤克彦議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

先ほどの町長答弁で一例として情報システム、基幹システムについてご指摘等々がございまして、一定ご回答させていただいておりますので、私の方から回答をさせていただきます。もちろんですね。大原則といたしましては、一般競争入札というふうなことで、システム側の方も考えさせていただいておるところでございます。ただですね、どうしてもこのシステムを更改するというふうなことも、全く新しいものでゼロからというふうなことがなかなか難しいという状況がございます。実際今動いているシステムのデータを安全に安定的にまず移行ができるのか。そして、それがしっかりと次のシステムで動かすことができるのかというふうなことについては、非常に専門的な知識、技術というものが必要になっているという状況がございます。実際に保健、福祉等の基幹業務システム等については、共通のシステム上で動いてございます。住民情報や資格管理、納付管理など複数の機能がさまざま連携をして稼働をしているという特殊なものということでございます。ですので、これを全て一遍に変えると、改修等でなくて全て一辺倒に変えるというふうなことであってもですね。やはりその他のシステム間の連携に必要な機器以外の必要なソフトウェアであったり、詳細な内部仕様というものを把握している必要がございます。こういった形からどうしても現状の既存のシステム運用保守事業者というふうな力をお借りして、なければ安全性、データの整合性というふうなものを確保した改修、移行というものが極めて困難であるというふうな状況もございます。ただ、まさに今進めております基幹業務システムの標準化というふうなお話、国で進められておりますが、まさに議員がご指摘のとおりですね。こういった問題についても一石を投じるというふうな目的もあって進められているものでございますので、もちろん

一般競争入札でできるものについては、全てにおいて検討しながらやっておるところでございますので、引き続き原則にのっとりた形で、やむを得ない場合に限り、随意契約をさせていただくという方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

ちょっと具体的にお話をするとね、上下水道は全く一緒だったんです。あなたがおっしゃる回答だったんです。しかし、できたんですよ。マニュアルを作るのに、しかし、5年かかりました。上下水道も飲む水を1日も止めれない。そういう理由で話は全くあなたがおっしゃるようなことで、私たちは聞いてました。しかし、できたんですよ。やらなくちゃいけない。マニュアルを作って時間をかけてやれば数字は落ちてきます。大きな2つ目の質問につきましては、もうほとんど私はこの今の現状を知ることができましたので、1点だけ質問させていただきます。これはやはり医師会の問題がね。長崎の医師会、歯科医師会の問題がありますので、長与町でどうのこうのということじゃないんですけど、行政でできるっていうのは予算ですね。予算をどう付けるかということだけだと思うんですね。今、医院の方は、日曜当番医とか祭日の当番医は、長崎も長与もあるわけですけど、説明のように歯科医師会はないんですね。しかし、歯科医師会の西彼歯科医師会は、まだそれをしていない。長崎市の医師会は、歯科医師会はやってくださいということで今申請をしているそうです。その中で壁になってるのが、祭日の行政からの補助の問題ですね。これは長崎市は6,000円出してるんですね。長与町が出せるかどうかという問題。決定するのは医師会、歯科医師会の問題です。ですからその金額を、その補助が長崎並みに長与町も出せるかどうか。要は、祭日と日曜日に開けたときに行政の方から1日、長崎市は6,000円払ってるわけですね。しかし、長与町は歯科医師会にはそれはないので払ってない。しかし財政がありますので、それができるかどうか、ということをお1つだけ質問をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

山本健康保険部長。

○健康保険部長（山本昭彦君）

歯科医師会での体制など調整がされて、休日の当番制が可能となれば町としてもありがたいと思いますし、町民の安心にもつながりますので、その町からの支援、それが報酬になるのか、委託とするのか、負担金となるのかっていうのは、いろいろやり方あると思いますけども、必要だと思いますので、関係市町や西彼歯科医師会の方とも協議を交えながら検討していきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

やはり日曜祝日のやはり医院というのは、非常にお医者さんも高齢化して大変なんです。財政的にも厳しいということですので、長与町もそれなりに長崎市みたいに一緒に出していただくということを確認いたしました。質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時46分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、金子恵議員の①福祉バス撤退後の地域活動の確保について、②紙おむつごみ対策と将来の循環化に向けた対策についての質問を同時に許します。

11番、金子恵議員。

○11番（金子恵議員）

皆さんこんにちは。冒頭に当たり、お亡くなりになられた元町長葉山友昭様に謹んで哀悼の意を表します。短い期間ではありますが、任期の一部を共に過ごしたご縁に感謝しご冥福をお祈りします。また、本日このお寒い中、このように多くの傍聴に来ていただき誠にありがとうございます。

それでは通告書の方に入りたいと思います。今回のテーマは2つです。まず、①福祉バス撤退後の地域活動の確保について。長与町の福祉バスは、高齢者の外出支援、自治会やサロン活動、小学校の社会科見学など、世代を問わず町民の学びと交流を支え、地域を元気にしてきました。単なる移動手段ではなく、町民がつながり、地域が動き続けるための地域の足であり、多くの町民が利用してきました。人口減少が進み、高齢化が進む中、外に出る機会が減るほど社会参加は少なくなり、地域の活力は弱まります。だからこそ今地域の活動を支える移動の仕組みを守り、可能であればさらに使いやすくすることこそが今後の長与町に必要なと考えます。仮に町営の地域活動支援バスとして運行することができれば、福祉分野のみならず、教育、地域活動、防災、コミュニティ形成にまで役割を広げることができます。利用ルールや運用方法を整理し、町民活動に寄り添う形で運行ができるなら、これは単になくすべき古い仕組みではなく、これからの長与町に必要な未来への投資です。以上の理由から、撤退後の対応として、町が責任を持って地域移動手段を確保する考え、そして町営運行も含めた新たな仕組みの検討について伺います。（1）これまで福祉バスとして果たしてきた地域活動への効果、役割について、町としてどのように評価しているか。（2）社会福祉協議会撤退後に、地域行事、学校活動、サロン活動などで移動手段を奪われた場合の影響について、どの程度の認識と想定をしているか。（3）新たに地域活動支援バスとして、町が主体となった運行方法を検討する考えがあるか、他自治体事例把握も含め伺う。（4）対象団体、利用目的、運行ルール設定により、法令上の適正運行が可能と考えるが、町としてどのように整理し

ているか。(5) 国や地方創生関連事業の活用も含め、財源確保により公共的移動手段の確保が可能と考えるが、町として財政面での検討は進められるのか。以上5点を中心にお伺いします。

次に②紙おむつごみ対策と将来の循環化に向けた対策について。長与町においても少子高齢化の進行に伴い、紙おむつごみの質が乳幼児用から大人用へとシフトし、将来的な廃棄量増加が見込まれます。紙おむつの再生については、排水処理の課題等からこれまで困難とされてきましたが、近年、使用水量を従来の50分の1に抑える技術開発が進んでおり、一部自治体では回収やリサイクルの取り組みも始まっています。また、現在紙おむつは本町で燃やせるごみとして収集していますが、将来の焼却施設寿命の延伸やごみ減量化を考えると、紙おむつのみを別回収する方式の検討も必要と考えます。全国では、拠点ボックス方式や施設重点回収、個別収集方式など、段階的導入の例も見られ、技術進展と併せ検討余地は広がっています。長与町として将来のごみ処理の負担軽減と循環型社会形成の観点から、紙おむつごみの分別、資源化に関する技術動向、他自治体の先行事例の情報収集を進めるとともに、別回収の小規模実証についても検討を開始するべきではないかという観点から、以下の質問をいたします。(1) 紙おむつごみの現状排出量と今後の予測について、町の認識を伺う。(2) 紙おむつごみに特化した研究、情報収集の必要性についてどう考えるか。(3) 新技術の進展を踏まえ、将来の資源循環化に向けた検討を行う考えはあるか。(4) 焼却施設延命とごみ減量化の観点から、拠点ボックス方式の小規模別回収実証を行い、回収量、衛生、作業負担、コスト等を検証することについて見解を伺う。以上テーマ2については、4点を中心にお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは金子議員の質問にお答えをいたします。まず1番目大きなテーマでございます、福祉バス撤退後の地域活動の確保についてということで、1問目が福祉バスが果たしてきた地域活動への評価についてのお尋ねでございます。福祉バスは自治会や老人クラブ、ボランティア団体、福祉団体などが行事や学習活動、社会見学などの地域福祉活動を実施する際の移動手段としての役割を担ってきており、特にサロンや老人クラブ等での利用は、高齢者の健康づくりや社会参加へも寄与しているものと高く評価しております。2点目でございます。移動手段が失われた場合の影響についてというお尋ねでございます。社会福祉協会より提出をいただいております令和6年度事業報告によりますと、福祉バスの稼働実績91回、利用団体ごとの主な内訳は、ボランティア団体およびサロンが合わせて25回、役場関係が21回、児童クラブ関係が15回、民生委員児童委員協議会が10回、老人クラブが4回、長与町社会福祉協議会が4回、自治会が2回、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会が各1回となっております。よろしくお伺いいたします。

現在は利用団体の費用負担は燃料費と交通費のみになっておりますが、今後社会福祉協議会が福祉バスの運行から撤退し、同等の活動を行う場合はバスの借り上げ等の費用負担が発生し、各団体の財政面にも影響すると思われております。続きまして3点目、町主体の運行方法の検討について。4点目、法令上の適正運行につきましては関連がございますので、併せてお答えをいたしたいと思っております。他自治体におけるバスの運行事例といたしましては、路線バスの撤退などによる交通空白地域における高齢者や障害者等の移動手段の確保を目的といたしましたコミュニティバスや、外出支援や社会参加を目的とした福祉バスの運行がございます。その他、障害者団体などの福祉団体に地域福祉に関する活動や研さんを目的としたバスの運行、また車両の貸し出しをされている所や、民間に運行の業務委託を行っているところもございます。このようなことから、町主体でバスを運行することも可能であり1つの方法だと考えますが、その他に民間企業等への委託や利用団体への補助などの選択肢もあると考えております。今後、社会福祉協議会の福祉バス撤退が正式に決定いたしましたら、どのような形で支援を行うことが福祉の増進と公共の利益につながるのかを研究をいたしまして、判断をしまいたいと思っております。5点目のご質問が、財政面での検討は進められるのかということでございます。公共的移動手段の確保につきましては、実施主体や実施方法などの検討が重要でございます。また、事業実施年度により活用できる補助メニューなどが変わってまいりますので、必要に応じまして運輸支局などへ確認を行ってまいりたいと、そのように考えております。

続きまして大きな2点目でございます。紙おむつごみ対策と循環化に向けた対策について。1点目が、紙おむつごみの現状排出量と今後の予測についてのお尋ねでございます。本町では、現在紙おむつごみは燃やせるごみとして収集をしております、紙おむつに特化した組成調査は行っていないことから、排出量については把握をしていないところでございます。今後の予測といたしましては、令和2年に環境省が策定いたしました使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインにおきまして、今後増加していく旨の推計が出ていることから、本町におきましても排出量が増加していくことが見込まれるわけでございます。2点目の紙おむつごみに特化した研究等の必要性についてのご質問でございます。ごみの分別や減量化につきましては、日頃から研究ならびに情報収集を進めているところでございます。先ほど申し上げました国のガイドラインにおいて今後増加が見込まれる紙おむつごみにつきましても、研究、情報収集を行っていく必要があるかと考えています。3点目の将来の資源循環化に向けた検討についてのご質問です。ごみの減量、再資源化は、地球温暖化防止につながる重要な取り組みの1つと捉えております。数年前までは紙おむつごみの再資源化を実施している自治体は全国的にも少ない状況にありましたが、近年は自治体独自または企業と連携するなど、再資源化に取り組む自治体が増えてきていると認識をしております。先行自治体の実施状況、効果などを参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。4点目の拠点ボ

ックス方式等の小規模別回収実証を行い検証することについての質問でございます。ごみの収集方法に関する事案につきましては、これまでも町内自治会長の皆さまで構成する長与町保健環境連合会ならびに長与・時津環境施設組合と協議をし、決定してきたところでございます。必要と判断される場合には、小規模回収の実証についても検討することはあり得ると考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

再質問の頭に申し上げておきたいことがございます。私は今日ただ説明を受けるためにここに立っているのではないということ。そして高齢者サロンの皆さん、自治会、多くの子どもを支える地域の皆さんからこの福祉バスがなくなることで活動が続けられない、外に出づらくなる、そういう不安の声を連日聞いております。町長の施政方針に安心して暮らせる町、それと住民の声を丁寧聞く行政、この言葉が入っていると思います。今その姿勢が問われているというふうに思っております。今日は町民の皆さまの願いと地域の今後をしっかりと背負いこの質問を行いたいと思います。ですから町長には、この問題の重さを正面から受け止めていただきたいと思います。それでは再質問に入ります。まず2年前、同じくこの福祉バスの件で質問をさせていただきました。その時の答弁が、社協や関係団体と協議を進めるという答弁でしたけれども、まず伺います。この2年間で町として、何を協議し検討し、どの案を比較し、何を住民に示してきたのか、何か成果がありましたらお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町と社協とのやりとりというところだと思いますが、令和5年1月16日でございます。私もちょっとひもといて調べてみましたけれども、この時に初めてマイクロバスと中型バスがあるが、中型バスの方がちょっと故障がしがちだから撤退をしたいと。マイクロバスについても、コロナ禍で利用者も少ないので撤退の方向で考えたいというような、そのようなご相談が社協の方からございました。それを受けまして、町といたしましては令和5年度から、まずはこの福祉バスというのが、自治会、それからサロン、高齢者の福祉活動とボランティア、あとは児童館ですね、そういうところで利用されたところもございましたので、非常に重要な役割だということは町としても認識しておりましたので、費用を負担することでマイクロバスが運営ができるのであれば、そちらの方の助成を行っていかうということで、令和5年から費用負担の方は行ってきているところでございます。その後も現在に至るまで福祉バスの運行につきましては、協議の方を今現在も行ってきているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

2年前は困るという程度の内容の質問だったかというふうに思います。しかし、今は活動が止まるとか、外出ができづらくなるという、そういう深刻な状態になりつつあります。この悪化、いえば悪化ですよ、福祉バスに関しては撤退するかもしれない、なくなるかもしれないというこの悪化の状態をどのように認識しておられるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

悪化の状態とありますが、町といたしましては、社協が福祉バスを運行するに当たってのレンタルの車代とか、あとは整備とその前は修繕等が必要だった時もございますので、その修繕等々につきましても、こちらの方で負担ができるというようなことで金銭的な支援も行ってまいりましたし、その他運転をされる方、事務をされる方の負担が大きいということであれば、その運転をする時間帯を月曜から金曜とか、今は土日の方が多分運行されてないのかなと思いますけれども、そういうふうなところで運行状況の方を皆さん利用される方にもご協力をいただきながら、相談をされながら、事業の方を進めていただければというようなお願いの方はさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、この社協の補助金の額については、3月の当初の予算で140万円ちょっと上がっていたかと思います。これは内訳はバスのレンタル料、それとそのレンタルバスを取りにいくときの費用、要するにガソリン代とかでそれが29万円。で、あともろもろで積み上がった金額というふうに聞いておりますけれども、この140万円近くのうちのバスのレンタル料というのが年間を通して1年間どうにかというふうにしてたんでしょうけれども、社協の方でも日にちを区切って、例えば第1月曜日から第3ぐらいまで、期間を区切ってこのうち何回という運行しかできなかつた。今現在は11月いっぱいまであるかどうか分からない、もう12月入ったのでね、その後はちょっと聞いてないですけれども、補助金がなくて、ないということはもうレンタルする費用がないので、ということは福祉バスとしての役割が終わるというか、活動ができないとか、そういうところに来てるんですね。だからこの質問になるんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

バスの予算についてでございます。このバスの予算につきましては今議員がおっしゃいましたとおり当初予算で142万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては概算で計算したところによるものでございまして、令和5年からはなりますが福祉バスに係る費用につきましては、3月の方で補正をさせていただきます。もちろん補正予算になりますので議決というのが必要になるかと思いますが、そちらで要求させていただいております、レンタル代等、今までも修繕費等ですね、それにつきましても町の方で負担をさせていただいているところです。既に11月の段階で、3月までの見込みというのを社協の方から頂いております。そちらを基にしまして、今後補正予算の要求というような積算の段階になってこようかと思いますが、何分予算になってまいりますので、ここで全て100%というようなお答えはしかねますが、町といたしましてはその予算につきまして努力をしたいと思っておりますのでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今、年度末に補助金を新たに上げるということでしたけれども、確かに3月の補正には140万円、大体そのくらいの金額が上がっていたと思います。これってでも社協の赤字を補填するためじゃなくて、全課で利用したバス代、ガソリン代、この行政、教育委員会、執行部が使った全課のガソリン代と、それともろもろのその他の費用、要するに町が使ったものを補正で上げてるだけで、社協が赤字になった部分を一緒に補填するというか、補助金として新たに埋めているということではないんじゃないんですか。なぜかというね、これ前ね、委員会で私この補正予算のこの金額の内訳をって言った時に、そういう答弁があったと思うんですね。そこの認識はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

確かに令和5年までにつきましては、福祉バスというのが、バスがそのまま運行されておりましたので、それに対するメンテナンス代等、あと町がお願いした分の燃料費、燃料費につきましては町が運行した分について、その他社協が出された車検代ですとか、メンテナンスリース代、あとはバスの空調の修繕代とかそういうところにつきましては全て100%町が負担をしております。今回につきましても、社協の方とはレンタルバス代につきましても町が負担しますということで、町がいろいろな、例えばこの前ありました追悼式でのバスの運行とかですね、そういうものだけではなくて、サロンとかいろいろな所が使われるレンタル代につきましても町が負担をしている、全てを負担しているというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今、赤字っていうかその部分が出ましたので、そちらの方の質問から先にさせていただきますけれども、私は今社協の赤字がどうか補助金を年度末に支払うとか、そういうことで社協は厳しいんじゃないかとか、そういうことは思ってません。運行主体というのはどこでもいいんですよ。住民の皆さんが使い勝手のいいバスをどうにか運行していただけるというのであれば、社協でもいいし、民間の団体でもいい。ただこれを安定的に継続可能ということであれば、町営という選択肢もあるんじゃないかということを上申したいんですけども、その町営という考え方に関してはどう思われていますか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、いろいろな自治体の実態っていうのは私も今研究をさせていただいております。その中では1つの策として町がバスを持って運行するというような自治体もございましたので、参考の1つとしては、研究材料の1つとしては考えに持っております。ただ、それ1本に絞るのではなく、いろいろな、まずもって今まだ社協と福祉バスについて協議中でございますことから、民間への委託というのも考えられるかと思っております。あといろいろな方策があるかと思っておりますので、町の方でというのがあるかないかということだけを答弁するとすれば、1つの策としては、研究の材料としては持っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

北海道の江差町というところがあります。これは以前の2年前の質疑の時にもちょっと触れたんですけども、ここは町がバスを用意して、町の所有のバスを高齢者団体、高齢者事業団に運行を委託しているっていうことで、白バス行為にも当たらない、何もそういう心配がないということで順調に運行されています。ここは、まず40人乗りを教育委員会が1台、で行政が2台、40人乗りとマイクロバスをも所有しているという自治体でした。確かになかなか町営が厳しいというのはこの江差町に関しても維持管理費が大変だということで、行政側が持っていた2台のうちの40人乗りバスを廃棄することになって、4月からそういうふうになると思います。ただマイクロバスは残している。それはやっぱり地域の老人会とかサロンの活動にやっぱり使うということと、規模的なものでしょう、10人程度10人から15人程度なので、マイクロバスでオーケーだということ。やはりね、主体が町であるということ、で、運行は他に委託したにしても、やっぱりしっかりと町の体制が整っているからこそ、これが持続可能な活用方法というか運行方法を成し遂げてると思うんですけども、ここに関してはちょっと研究していただけたでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

以前のご質問の方でも、北海道の江差町というのがございまして、私の方も今回もう一度見直しというか、ホームページでの確認等にはとどまるんですけども、そちらの方で確認をさせていただきました。福祉バスの方につきましては、檜山管内、渡島管内というふうに書いてありましたので、多分町内を行き来する方でマイクロバスを、あと中型バスについては利用圏が多分500km以内ってなっていたので、外にも、研修等で使えるようなバスで、こちらについては委託というふうに書いてありましたので、どちらかに委託をされてるのかなということで、町として、町主体でここはされてるんだというところを確認をさせていただいております。あと、船橋市とかですね、九州で言えば久山町などにつきましては、貸し切りバスの委託ですね、貸し切りバスを団体が借り上げた時の補助をされてたりとかいろいろなことをされてるようございまして、いろんな自治体がいろいろな工夫を凝らしているというところでの研究をさせていただいてるところでございまして。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

成功事例というの中にはあるということで、町営のバスということを選択肢に含めた状況で、どこに運行を任せるのかというのは、しっかりと持続可能というところに視点を置いて考えていただきたいと思います。すいません、そもそもなんですけれども、社会福祉協議会とは協議中である段階ということでしたけれども、社会福祉協議会は赤字がこの事業はかさむので、この事業から手を引きたいということをおっしゃったのは、これは確かなんです。ただそのやりとりが町と社協でできているかどうか、そこなんですけれども、けれどもマイナスの面っていうのはどんどん広がってきますよね。社協のバスが11月いっぱいなくなるかもしれない。はっきり言ってうちも子ども会を連れて、自主防災組織の研修で气象台に連れて行ってあげたかったんですよ。ところが、もうバスが予約が取れない。それとマイクロバスでしたので、人数制限がある。子どもたちをもう乗れないからといって断らないといけない状況にある。こういうことがもろもろ重なったので、やっぱりそういう面でも不安があるということで。この社協なんですけれども、そもそもなぜその撤退をしようというふう結論付けてくださったのかっていうところの理解はどういうふうにされておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

撤退をされるというところの理解についてでございますが、まず、そちらについてで

ございますが、町の方にも社会福祉協議会の理事、あとは評議員がおりますので、こちらから社協バスを撤退したいというような報告があったことは聞いております。ただ、それにつきまして直接福祉課の方に、福祉課が所管になりますが、福祉課の方にいつまでに撤退しますというようなところは頂いておりませんし、あと先ほども言いました予算の見積もり、どのくらい足りないのかということでご相談しましたところ、3月まで予約が入ってますということで伺っておりますので、いつ撤退されるのかわかる部分については私どもも少し疑問にも思っておりますし、まだ協議中でございます。こちらの方が赤字と言われているところが人件費等につきましても、町の方で補助をさせていただいているところがございます。どの部分が赤字なのかわかるというところもひもといていかねばならないところかなというところで、今認識をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

私の認識としては、この町の福祉バスを運行ができないというふうに判断した1つの理由に、法改正というのが、これは法改正はもう大分以前、2006年なのでもう20年ぐらい前です。この頃はまだよかったですけれども、適法運行を求める基準の厳格化ということで、実際はこの時に法改正は行われたけれども、それから国の厳格化というのを求められ、ここ数年前から社協で運行しているバスが白バス行為に当たるのではないかと懸念から、最初この撤退という話は出てきたのかなというふうに思います。先ほどおっしゃられたように、この現在の福祉バスは実費のみの徴収ですので、必ず白バスの法的リスクがあるということではないということは私も理解しております。しかしこの方式は赤字が拡大する構造を生みやすいというふうに思うんですね。見えないお金って家庭でもそうじゃないですか。これだけの予算を考えて買物に行っても、見えないお金で何かを使っている、それと一緒に、なかなか補助金申請の時に出せない金額っていうのがある。それがだんだん積み重なって社協が赤字になっていくっていう、そういうのもやっぱりあるようで、だから社協はもちろん税金からもらったお金でとか、自力でいろんな事業をして、それでその運営はされてるんでしょう。職員の報酬に関しても町からの補助金がありますし、そういうところでの運営がなされているっていうのは重々分かりますけど、ご自分たちの努力で何か利益を上げようというところまで、やっぱりこのバス事業に関しては至らない、やっぱり赤字になっていくんですね。この赤字を補填すると他の事業で浮いたその黒字の部分でずっと埋めていかないといけない。となると、そしたらもうこの事業から撤退しようかっていう話になったのは致し方ないことで、私はそういうふうに聞いておりました。で、まずですね、この福祉バスに限らず、この住民の福祉とその生活に対する一義的な責任というのはまずは町にあると思うんですね。となると一義的責任の観点から、町がやっぱり責任を持って方向性を早急に

示すべきだというふうに思いますけれども、その考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

宮司住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮司裕子君）

社会福祉協議会の方から正式に撤退等のお答えっていうのを頂きました後には、町といたしましても福祉の増進であるとか、公共の利益につながるのかっていうことを研究をいたしまして、判断をしていきたいというふうには考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

2年前にこういうふうな課題が出つつあるというか、出てたんですけども、それを私2年前にこの一般質問の中で訴えをさせていただきました。その後、そういうふうな社協が撤退するかもしれないというある程度の想定の下、やはり考えておくべきだったんじゃないんですか。今もう11月から、予約は取ってるかもしれないですよ、けれども急に子ども会で使いたい、自治会で使いたいと言ってももう予算がないからバスを借りることができないっていうふうな状況ということはある程度想定をしながら、次の段階へのどういうふうにしようとか、その想定っていうのは本当だったらもう考えられてもよかったんじゃないかなあと思うんですよ。さっきちょっと答弁の中ですので、レンタカーをまた借りて社協にお願いするっていうふうな内容のことをおっしゃったと思うんですけども、その社協にお願いする、この大本の社協が撤退するかもしれないっていう考え方を変えない限り、もし万が一これが社協が本当に撤退することになったんですよと言った時に、住民の活動を止めることになるんですよ。そこはどう考えてるっていうか、真剣に考えておられるんでしょうけれども、そのお答えをどなたかお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

荒木副町長。

○副町長（荒木重臣君）

社協バスの、福祉バスの大切さというのは本当分かっております。私も自治会役員をやっております、会議のたびに結構言われます。社協と今話をしてるんですけど、この福祉バスっていうのはやはりもう住民の皆さんに根付いてますので、何とか継続ができないかということで話をしております。運営の方法も委託事業、町のバスの委託の一環として捉えて、社協の持ち出しがないようにですね、そういった形で検討しながら今協議をしているところです。社協の会長、事務局長とも話をしまして、社協の方でも課長会議にもかけてもらっている段階ですので、この点は、すいません、まだ協議中ということをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

まだ協議中ということですね。でももう使えないんですよ。福祉バス、使えないんです。ここなんです。もう皆さんね、使いたいんですよ。いろんな所に行きたいんですよ。どうしてもそこを確定したいんですよ。社協の方に委託をするのはもう全然もういいんです。社協に赤字が出ずに、余裕を持ってこの事業をちゃんとやっていただけていう、そこがあるのであれば、委託先ってというのは社協に限らず、先ほども言いましたけれども高齢者事業団といえば長崎でいえばシルバー人材センターだったりするんでしょう、民間の団体もあるでしょう。だから、そこを来年度からと言わず、もう今の時点で乗れないんだから、早めに社協との協議を進めていってほしいと思うんですね。だからそこがやっぱりはっきりしないって、もう2年前からずっとそこがどうなんだろう、ああなんだろう、バスがもう予約が取れないらしいよって言って、今日なんです。だからここをもっと早めに進めていただいて、ともすれば年度内でも使いたい人がいるので、どんどん使えるような補助を改めてしていただけるというのであれば、皆さん納得されるんじゃないかなと思うんですよ。そこがはっきりしないから納得しない、みんなが不安になるということなんだと思います。で、またちょっと視点を変えてお聞きしたいんですけども、先ほど冒頭に町長の施政方針のことをお伺いしました。安心して暮らせる町の実現に地域活動支援バスは必要だと、町長の考えとしてはどう思われておられますでしょうか。これ町長にお答えしていただきたいんですけど。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃってるようにですね、私たちも社会福祉どうやっていくかと常々考えているわけですので、それについては常に考えております。で、ただこれは社協の方をお願いをしているということですよ。社協と我々の場合は運行の面において言えば、両車輪と一体として動いていくということだろうと思います。しかしながら経営様態としては違うんですよ。で、この分については、運用と経営というのは別に切り離してやっていかなきゃいけない部分もあろうかと思えます。そうしないと混乱をしてしまいます。従いまして私たちは順序をもって、まずこれは社会福祉協議会をお願いしてる話ですので、社会福祉協議会の方からしっかりと回答を頂き、そしてその旨それを進めていくという形ではないと、ちょっといえば越しますからね、オーバーしてしまうと、度を、つまりその領分といっちゃいましょうかね、町の領分と社会福祉協議会の領分とありますから、我々はちゃんとお願いしている以上はその中でやっていくと、そしてこの2年間というのはいろんな形でサポートしてまいりました。今日聞いた話によりますと、早速バスを用意してくれと、運用とか運行はそれはどういう形であつてもいいというような話なんで、それはそうなのかどうかということも含めまして検討しなくちゃいけな

い。これはですね、はい右、はい左っていうすぐできるようなものでもないと思うんですね、団体と団体が進めていってるわけですので。多少やっぱり研究しながら時間もかけながらやっていかななくちゃいけないと。今、時間をかける分については今までここ2年間という時間の中で、時間軸の中でいろんな形で長与町としてはサポートしてきたわけですよ。そして、何とかうまくいくようにと、皆さん方がうまくそういったものを利用できるようにっていう形でやってきてるわけですね。で、それが新たな問題として、新たな問題がまた発生すると、今回話をしてる中でね、そしたらそれに対してきちんとどうしたらいいかということは両方で話をしながら進めていくと。こういう形じゃないとですね、それぞれの団体ですから、すぐ右から左というわけにはいかないと思うんですね。だからその辺りしっかりと協議しながら進めていきたいというふうに思ってます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今冒頭に、町長の答弁の頭にあつたように、社協っていうのは行政の補完的な機関であつて、代替機関ではないということは、それはそうだというふうに思います。そういうふうには私は思っておりますので。ただ、行政が担うべき公共サービスを社協に再委託するっていうことは、やっぱり負担を社協に押し付けるっていうことにもなりかねないので、そしたら社協と行政と今からどんどん話を詰めていくということなんでしょうけれども、それはもう進めていただきたいとします。進めていっていただきたいんですけども、もう今の段階で皆さんが困っているというその声を受け止めてくださいねっていうことです。もう年度末までに予約をされている方はいいのかもしれないけれども、途中で使いたいという場合はもう使えないという状況になっているのですから、そこは早急に考えていただきたい、形にさせていただきたいというふうに思います。で、すぐにお答えはしづらいこと、やっぱり利用者の話し合いがやっぱり進まないことにはこの答えは出せないというふうなことだというふうに思うんですけども、私ね、そこちょっと賛成しかねるところがあるんですよ。今日、正面見られて、傍聴席を見られてね、これだけの方が福祉バスの動向というのをやっぱり危惧しておられて、実際に今日の町長の決めるという、何か社協にするとかね、どこにするとうんぬんそれも大事ですよ、私たちにとっては、利用者にとってはそれは大事です。けれどもその1点だけではなくて、今後この福祉バス、もしかしたら地域支援バスになるかもしれない、福祉はもう関係なく、地域支援バスと言いながら公共交通、移動手段の1つになるかもしれない、そういうところの総合的なところも含めて、私は町長の判断っていうのはやっぱり重要だと思うんですね。私はここでやっぱり言いたいのは、皆さんその町長の言葉の判断、その判断を聞きたいので来られてるというふうに思います。はっきり申し上げますけれども、町長がやると言ったらね、私は行政は動くと思ってるんです。ただここでうやむやになって、まだまだっていうのであれば、なかなか行政は動けない、動かないんじゃないん

ですよ、動けないんです。だから、だからこそ、今日の町長の判断っていうのが、よしやりますっていうその一言がね、今日必要なですよ、というかね、聞きたいんですよね。なかなかこの一般質問の場ですぐすぐに判断をして、じゃあやりましょうとかね、じゃあこうしますとかいうのはね、ごめんなさい14年間のうちに私はあまり記憶はないんですけども、この課題というのはこれだけの多くの方が関心を持っておられる、危惧しておられる。そういうこともやっぱり積み重ねていくとね、今の町長の一言っていうのは絶対大事です。そこを踏まえて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど冒頭申しましたように、私は福祉っていうのは最重要課題だと思ってます。特に共助とか自助とかですね、今からそれがテーマにして、私は先ほど事前の議員の発言にもございましたけども、やっぱり一緒に協働し合っていくということが今から先は大事です。特に高齢化していきますので、そこは十分認識しております。だから、これについては前に進めようということではいろいろ研究しているわけでありましてね。ただ、社会福祉協議会というのも1つの団体なんです。それは利益団体じゃないかもしれませんが、だけど、そこはきちとした形でお任せしている以上は、そこも協議をしながら進めていかなきゃいけないというようなことを考えてます。でも方向性は何とか前に進めていこうというような形ですとやってきておりますので、所管からもいろいろな場合におきましても、何とかこれが前に進むようにということは常に言いながらきてますし、そして今まで社会福祉協議会が無理がないように、こちらもいろんな形で補完してね、補助し、そして支えていく分は支えていくと。ただし町の方も社会福祉協議会から支えていただいているというようなことがあります。だから、この分についてはしっかりと共通目標を持って町民の皆さま方どうやったら一番喜ばれるのかと、どうできるのかと。ただ、町の方の状況もありますので、いろんな状況も勘案しながら結論を出していかなきゃいけない部分あるわけですね。そういったものを踏まえながら、この問題についても本当によりよい回答を見つけていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今日お伝えしたとおり、社協は行政の代わりではありません。ですけど、やっぱり地域の福祉や移動支援とか、そういうふうなやっぱり専門的な分野というのもお持ちです。ただ、この全ての責任っていうのは、やはり一義的な責任は行政にあるというふうに私はあくまでも思っております。社協に再び負担を背負わせるっていうことは、背負わせると言ったらちょっと言葉がおかしいですね、社協にお願いするとした場合、白バス行為という部分はもうなくなりました。今の運行方法であれば白バスにはならない。けれ

ども、もう1つは赤字になるからこの事業をちょっと進められる状況ではないってところで、副町長おっしゃいましたけれども、まず赤字にさせない、本当だったら町が運行してもいいのを委託して社協にしてもらおうというのであれば、町が自分たちが赤字を出しても補填はできるけれども別団体っておっしゃるから、赤字が出たらもうどうしようもないわけですよ。そういうものがないように、見えないお金というのがあります。補助金を申請する時はきちっと段階を踏んで、内容もちゃんと詰めたものを提出して、補助金の申請をしてっていうふうになるかもしれないけれども、それを今までやってきてこの赤字がかさんだっていうところも少し猶予していただきたいと思いますね。なぜかといったら、そういうふうなきちきちしたのが補助金なのかもしれないけれども、継続性というところで考えていただければ、そこにある程度のものを加味した部分での補助金の額っていうのを決定していただいて、とにかく早急に、いったんは社協の方はもうこの事業から離れたい、この事業はちょっとできないというふうなことをいったんはもう口に出しておっしゃってるので、そしたらもうそういうふうにも社協がやめるって、本当にもうやめます、撤退します、もうこの事業はしませんっていう前に手を打ってくださいよ。今おっしゃったように早急に話を進めていくということですので、もう本当は来年度には福祉バスが、この福祉に使用するこのバスが運行先はどこであれ、住民に使いやすい、活動を止めない、地域のつながりを大切にできるバスであることを念頭に置きながら、この計画はしっかりと年度当初には説明ができるように進めていただきたいというふうに思います。では、一応1問目は以上にしたいと思います。

2問目ですけれども、2問目はおおよそ通告書の内容で理解はさせていただきました。本当はですね、この紙おむつの質問にちょっとの乗っかるじゃないんですけど、男性用のトイレに汚物入れ、今薬局とかに行ったら、男性用の尿取りパッドとか、その割合がどんどん大きくなっていってるんですね。他の自治体の議会の女性議員の方と話をしたら、自分の所はもう全部設置をしているということだったんですけども、すいません、私男性トイレに入ったことがないので、どういうふうに長与町がなってるか分からないんですけど、長与町の状況はどういうふうになってるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

紙おむつごみのご質問ということの関連からのご質問だと思いますので、私の方から答弁をさせていただきます。いわゆるサンタリーボックスの件だと思いますけれども、公共施設におけますサンタリーボックスの設置状況でございますが、まず役場の本庁舎1階の男子トイレ、それと多目的トイレに設置をしているのを確認しております。その他公共施設ですね、町内にごございますほぼ全ての、1カ所ちょっと未設置の所があったんですけども、それ以外の公共施設につきましては、男性トイレもしくは多目的トイレの方にサンタリーボックスを設置しているということで確認しております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ちょっと乗った質問で申し訳なかったです。昨日、全員協議会がありました。その中で長与・時津環境施設組合の資料を頂いて、その中で説明の中に水分の多いものを処分するために、時津のクリーンセンターの焼却炉がやはり変える時期、そういうふうになるんじゃないかというふうなことを書かれている資料を頂きました。で、紙おむつを燃やすのはこの長与のクリーンパークですけれども、なぜそのリサイクルに回すかって言ったら、焼却炉の延命、最初言いましたけどそういうので取り組んでいるところも多いので、多いというか、取り組むというかね、今後検討していくというところが多いので、私が議員になってからでき上がったばかりで、多分10年ぐらい、10年ちょっとぐらいですかね、そのくらいなので、今後まだまだ延命していくというか、そういう施設になろうかと思いますので、こちらの方はまだ今始まったばかりなんですよ。日経新聞に連日何か載ってた時期があって、それでふと思ってこの質問を作りましたけれども、今後必要な課題として捉えていただき、研究、検討、普通は研究検討で済ませるなという話になるんですけど、この話はもう今後の検討課題としてしっかりと協議をしていっていただきたいというふうに思います。これに関しては他に質問ありません。以上で質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩します。

（休憩 14時06分～14時20分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、岡田義晴議員の①本町の脱炭素の取り組みについて、②本町の空家対策についての質問を同時に許します。

4番、岡田義晴議員。

○4番（岡田義晴議員）

皆さまこんにちは。一般質問の前に先立ちまして、過日、突然の訃報をお聞きしました。葉山前町長の逝去に心より哀悼の誠をささげ、安らかなるご冥福をお祈りしたいと思います。そしてもう一つ、少しはばかりなのですが、午前中の竹中議員の一般質問の冒頭に私の秋の藍綬褒章のご案内と心温まるお祝いの言葉を頂きました。改めて私の方からこの場を借りまして、一言お礼を申し上げたいと思います。今回の褒賞につきましては、吉田町長はじめ職員の皆さま方、安藤議長はじめ議員の皆さま方、議会関係者の皆さま方、それから町民多くの方々から温かいお言葉を頂きました。これを励みとしまして今後ますます、微力ではございますが、町政の発展のために尽力してまい

ります。ありがとうございました。なお、このことにつきましては、今日配られる広報ながよ12月号に掲載されるということで、ご案内を付け加えて一般質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、大枠私から2つありますが、1つ目は、本町の脱炭素化の取り組みについてということでございます。本町は、目下、地球温暖化対策に積極的に取り組んでおり、脱炭素化を推進しているところでございます。2011年3月17日に長崎市、時津町とともに、ゼロカーボンシティを宣言をし、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しております。そして、このことを実効性のあるものとするために、主な取り組みとして3つを挙げております。まず1点目が、温室効果ガスの削減目標の設定でございます。2007年度を基準として、2030年度までに43%削減、そして、2050年度には、80%削減するという中長期的の目標を設定しております。2点目は、脱炭素化に向けた具体策として、家庭や事業所の脱炭素化と省資源、循環型まちづくり、そして、脱炭素な都市の形成を挙げております。そして3点目に、環境教育、広域連携を上げております。そこでこれらの取り組みについて、以下の質問をいたします。(1)今年2025年時点での温室効果ガスの削減率のパーセンテージをお伺いします。(2)脱炭素化に向けた家庭や事業所の脱炭素化は、どう進んでいるのかを伺います。(3)省資源・循環型まちづくり、脱炭素な都市の形成はどう進んでいるのかを伺います。(4)環境教育と広域連携はどう進んでいるのかを伺います。

2つ目の質問でございます。本町の空き家対策についてでございます。近年、全国的に各地域における少子高齢化や人口減少、社会的なニーズやライフスタイルの変化、そして、産業構造の変化などにより、空き家などが年々増加の傾向にあります。適切な管理がなされないまま放置されている状態の空き家は、防災、防犯、安全、環境、景観の阻害など、さまざまな問題を生じております。地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、一刻も早い対応が求められています。本町は、これらの背景をもとに空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施をし、町民の生命、身体、財産を保護するために誰もが安心、安全に暮らせるまちづくりを推進することを目的に、令和3年度に長与町空き家等対策計画、これを策定しております。計画期間は5年間で今年度はその最終年度であり、その成果が問われるところであります。そこで以下の質問をいたします。(1)本町において空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に示す空き家等と呼ばれるものは、現時点で総住宅数の何%なのか。また、特定空き家と呼ばれるものは、現時点で総住宅数の何%なのか。そして、そのパーセンテージは今後どのような傾向になるか。これをお聞きします。(2)特に空き家が顕在化している地区、地域は、その特徴は何か。(3)本町の空き家率は、平成15年で5.08%、平成20年で6.82%、平成25年で7.16%、平成30年で9.62%と増加の一途をたどっていますが、現在は何%か。(4)町内全域の空き家等の不良度判定結果はどうだったのか。(5)空き家対策はこの5年間でどう推進をされ、どのような成果が出たのか。(6)これらの

調査結果から見えてくる今後の課題は何か。(7) 令和8年度からの空き家対策はどう進めていくのか。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1、本町の脱炭素化の取り組みについてということで、1点目が、2025年時点での温室効果ガスの削減率についてのご質問でございます。本町における最新の温室効果ガス排出量の削減率は、2023年度（令和5年度）速報値で、2007年度（平成19年度）比で12.6%の削減となっております。2点目の家庭や事業所の脱炭素化についてのお尋ねでございます。家庭および事業所の脱炭素化に向けた取り組みとしましては、太陽光、蓄電池設備の設置に対する助成事業を令和6年度から実施をしております。さらに家庭向けといたしまして、令和5年度に省エネ家電購入費補助、令和7年度には、省エネ家電購入費補助および住宅用LED照明購入費補助などの助成事業を実施をしているところでございます。引き続き財源の確保に努めまして、町民や事業者の脱炭素化に向けた支援に取り組んでまいりたいと思っております。3点目、省資源・循環型まちづくり、脱炭素化な都市形成についてのお尋ねでございます。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における省資源・循環型まちづくりの施策といたしましては、4Rの推進を掲げ、ごみの発生抑制を図るとともに、さらなるごみの資源化を推進することとしておりまして、資源回収活動に対する支援や実施方法の検討、海洋漂着ごみの回収支援などを行っておるところでございます。また、脱炭素な都市形成の施策につきましては、公共交通機関の利用促進といたしまして、県内一斉スマートムーブウィークの周知、啓発およびパークアンドライド駐車場の利用促進、また、自動車使用の脱炭素化としまして、EV公用車の導入実施と現在建設中の複合施設の敷地内にEV充電器の設置を予定しているところでございます。4点目でございます。環境教育と広域連携についてのご質問でございます。地球温暖化対策に関する環境教育としましては、ごみの適正分別、減量化に関する出前講座や各種イベント時のブース設置によるパネル展示などを通しまして、個々でもできる温暖化防止対策につきまして、周知、啓発を行っておるところでございます。また、広域連携に関しましては、長崎広域連携中枢都市圏におきまして、有識者、業種別事業者、住民代表および行政などによる地球温暖化対策実行計画協議会を組織をしております、実行計画に関する年次報告、意見交換、情報共有などを定期的実施をしているところでございます。

続きまして大きな2番、本町の空き家対策についてということで、1点目、現時点の空き家率、特定空き家率と今後の動向についてということでございます。本町が令和3年度に行いました空家実態調査の結果におきまして、本町では、空家特措法第2条第1項に示す空家等の件数を住宅総数で割りました空き家率は2%で、現在のところ本町にお

いて特定空家に認定した家屋はないところでございます。本町における空家等の数は、県内市町の中でも比較的少ない数にとどまってはいるものの、町民の方々からの相談や情報提供が寄せられておりまして、かねてより人口減少、少子高齢化などに伴いまして、全国的に空き家率が増加している中、今後、本町も例外なく空き家率の上昇が懸念されるところでございます。2点目でございます。空き家が顕在化している地区、地域の特徴についてのご質問です。令和3年度に行いました空家実態調査の結果に基づく分析、これによりますと各地区における空き家率に大きな偏りは見られず、おおむね1%から5%前後の空き家率となっておるところでございます。空き家率の一番高い地区は、本川内郷の5.1%、次いで平木場郷が3.5%、斉藤郷が3.3%となっております。地域の特徴につきまして特に目立った相関は見られませんが、高齢化率が高い地区が空き家率の上位を占めておりますので、当該地域におきましては、今後も新たな空き家発生のリスクが潜在的に高いということは考えられているところでございます。3点目、本町の現在の空き家率についてのご質問でございます。総務省統計局が実施しております住宅・土地統計調査において公表されておりますところの令和5年の本町の空き家率は、10.08%で、前回調査時、平成30年度でございますけれども、9.62%より0.46%上昇をしております。この調査は抽出調査を行っており、空き家の対象が法第2条第1項の空家等と異なるので、町が実施しております空き家実態調査とは異なった数字となっておるところでございます。4点目でございます。町内全域の空き家等の不良度判定結果につきましてのご質問です。令和3年度の空家実態調査により抽出されました空家を管理状態などによりまして、A、B、C、Dの4ランクにランク付けをしておりますが、そのうち比較的管理状態がよく、そのまま、また少し手を加えれば利用可能な状態の空き家でありますところのA、Bランクの空き家が空き家全体の92%で、現状のままの利用が困難と判定された空き家であるいわゆるC、Dランクの空き家が8%という結果となっております。本町の空き家の特徴といたしましては、特に管理状態に問題のない、または小規模な修繕で利用可能な比較的管理状態がよい空き家が全体のおおよそ9割と大多数を占めております。一方で、現状のまま利用が困難と判断、判定された空き家も約1割程度存在をしております。今後とも管理状態の改善が見られない場合におきましては、時間経過とともに特定空家などに移行しうることから、継続的なフォローが必要であると認識しております。5点目でございます。空き家対策の成果についてのお尋ねです。実態調査におきまして、管理状態が比較的不良とされた空き家につきましては、毎年現地を確認し、管理状態の変化や危険性の有無について確認を行っております。併せて住民の皆さまから寄せられた空き家に関する相談に対応しておりまして、一定の改善につながっていると認識をしておるところでございます。6点目、今後の課題についてでございます。近年増加する空き家等の問題は、人口減少と高齢化に起因する構造的課題でありまして、今後さらに増加することが予想されております。そうした中で、第一に所有者等自らが適切に管理を行っていただくことが前提でございまして、

所有者等の意識を高めてもらうことが重要と考えております。そのため空き家等がもたらす問題につきまして、情報提供や適正管理の促進を行っていきたいと考えております。続いて、7点目の令和8年度からの空き家対策をどう進めていくのかということでございます。令和8年度におきまして、空き家実態調査を行うとともに、空き家所有者に対しましてアンケート調査を実施することを計画をしております。この調査と並行いたしまして、空き家所有者にリーフレットを配布し、相談窓口などに関する情報提供を行うとともに、管理に関する注意喚起を行いたいと考えております。また、これまでと同様に管理状態が比較的不良とされる空き家につきましては、継続的に観察を行うとともに、住民の皆さまから空き家の管理について相談が寄せられた際には、所有者等に適正な管理を促すといった対応を今後も継続し、町民の皆さま方の安全、安心の確保に努めてまいります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず最初、これは温室効果ガスの削減率ということで2023年、12.6%とありましたが、参考までにですね。この直近の他市町要するに長崎市、時津町ですね。これはどういうふうな数字か教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

先ほど町長の答弁の中では、本町の分は本町もう独自で毎年測定をしておりますので、直近が令和5年度の速報値ということで答弁をさせていただいたんですけども、公表されているものとしまして、長崎市と時津町の分については、令和4年度の速報値の値として答弁をさせていただきます。2007年度比で長崎市が10.5%、時津町が4.7%の削減率ということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

令和4年度の数字で時津町4.7ということですけども、長与町と比較してこの数字、非常に少ないかと思うんですが、何か要因があったらお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

時津町との比較は直接的にはしてるものではないんですけども、考えられるものとしたしましては、時津町の方と長与町との地域を比較してですね、時津町の方は、いわ

ゆるその企業とか工業とか、そういったものが多いかと思っております。この測定をするにあたってですね。家庭部門での調査であったり、運輸部門の調査であったり、工業商業部門の調査とそういったことでちょっと細かく調査をしておりますので、そういったところで差が出てきてるのではないかなということ考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。その2番目の脱炭素化に向けた家庭や事業所、この事業所についてなんですけども、長与町脱炭素移行再エネ推進重点対策加速化事業補助金2025というのがあるわけですが、この運用実績を教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

本町が実施しております重点対策加速化事業というのがですね、太陽光蓄電池の設置に関する補助事業でございます。その実績といたしましては、令和6年度が21件、金額といたしまして1,374万6,000円の補助をいたしております。そして、今年度につきましては、9月末時点の数字でございますが、20件で1,460万7,000円の補助決定をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。本町の削減目標を見据えた上で今までこのような実績というのは、どういう感じか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

この重点対策加速化事業はですね、太陽光、蓄電池の補助金につきましては、まず令和6年度に実施をしているのが、県内で見ますと9市町だったと思います。9市町です。今年度、令和7年度から実施をしているのが、19市町ということで増えてきてるんですけども、本町は令和6年度から取り組んでおりますので、比較的早い段階でこの事業に取り組んだということ考えておりますので、その点から言いますと、目標達成に向けた取り組みとしましては、着実に進んでいるのではないかなということ考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そのパーセンテージとかにこだわるんですが、要するに達成目標がある以上ですね、いや取り組んでますではなくて、やっぱりできたら可視化する数字というのが、やっぱり町民も見てみたいと思うんじゃないか。なぜこういうことを言うかという、このいわゆる補助事業に対するその事業所の方の反応とお考えというか、また、それを利用して、いわゆる町民の方ですね。その方が実感でこれは脱炭素に貢献してるなっていうのが、何か分かるようなものがあるそうですね、やっぱり町民全体、ああそうか、そしてたらっていうふうなことは、事業所でも恐らくこれから取り組もうという人に何かこう見えないとですね。何かやってるような感じはするだけでは、なかなか達成目標が上がって、数字が上がっていかないかなという思いですが、その辺りいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず、最初に申し上げました温室効果ガスの削減率ですけれども、こちらにつきましては、ホームページの方で公表をさせていただいております。議員がおっしゃられます他のいろんな先ほどの重点対策加速化事業もそうですけれども、他の取り組みについてもそうですけれども、取り組んでいるということだけではなくて、そういったのがどういった効果があるのかとか、どういったことにつながっているのかというのについてはですね、今後もいろんな効果的な周知ですね、啓発等、公表に努めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私も全くその周知はそのとおりだと思うんですけども、現に私自身も不勉強もあるんですが、ちょっと一般質問だから見てみようと思っただけのことなんですけども、普段から町民の方が見やすいような取り組みは、さらに何かお考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

現在その具体的な取り組みということでは、ちょっとお答えがないんですけども、ただ先ほど言いましたように町民の方であったり、事業所の方々でも簡単にといいますか、分かりやすくご覧ができるような周知方法に努めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

4番目の環境教育についてなんですけども、やはりそうですね。行政側が非常に環境教育をやられてるなということとはよく承知をしておりますが、今回改めて全町民に対す

る環境教育とですね。これはちょっと所管がちょっとまたぐと思うんですけど、小中学校でも環境教育をされてると思うんですが、どのような大体の計画があるのかを簡単にお示しいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず私の方からは、全町民に対する環境教育ということでお答えをさせていただきますが、まず、毎年小学生の生徒たちがクリーンパーク長与の方にごみの分別や減量化のことについてとか、処理のことについての研修とか勉強に来られます。そこにうちの方から出向いていきまして、ごみの分別、減量化、または4Rの推進とかそういったことについて、ご説明を差し上げているところでございます。その他に自治会の方に出向いてのごみの分別説明会の実施、また、いろんな各種イベントにおきまして、ごみの分別化であったり、地球温暖化につながるようなもののパネルの展示とか、そういったものをして、環境教育の方に努めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

質問が環境教育ということで、どうしても小中学校の環境教育までちょっとまたいでしまって、住民環境課の方の答弁と思ったんですけども。小中学校で恐らく理科の授業でこういう脱炭素の授業をされてると思うんですけども、どういう年間計画でされてるかが、もし分かれば参考までに教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町の小中学校では、環境教育としましては、小学校低学年の生活科から始まりまして、小学校の理科、社会、中学校の理科、社会、そして技術科、家庭科、そして総合的な学習の時間の中で、発達段階に応じた系統的な学習を進めているところでございます。議員がご指摘の地球温暖化であるとか、循環型の社会っていうものであるものにつきましては小学校の高学年から中学校にかけて計画的に学んでおります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

非常に申し訳ありません。ちょっともう1つ聞きたいことあるんですけども、小中学校の今、環境教育で日本財団が海と日本プロジェクトとして、今年、長与北小学校ですね、海藻、海の海藻ですね。海藻スクールということで実施されてるということで、私もちょっと興味あってみたくんですけども、やはり海藻が脱炭素、要するに二酸化炭素、

光合成と、これを養分として、それを大村湾にまたすと非常に海洋の、要する脱炭素化につながるという、非常に興味あることをされてるということで、これいいことだなということで、恐らく教育委員会、学校ともに、こういういろんなさまざまな団体と取り組んでの教育環境を取り組み、教育環境、そうですね、環境教育ですか、非常に有意義なことと思いますが、こういうことは非常にこれからずっと計画的になされるんですかね。参考までに教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

長与北小学校が今取り組んでおります海藻スクールという取り組みは、今年度最初に始まったものでございます。これが継続的に進められていくものかっていうところは、まだはっきりとしておりません。財団の方もいろんな学校で展開をしたいというお考えがあるようですので、まずは本年度は北小学校、以前数年前に長与南小学校の方でも海の学習をしたところでございます。ですので、計画的に進められるかどうかは、これからの交渉になってくるかと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。それでは今度、広域連携というのでいろいろご説明ありましたが、今後さらにどういう方向で進んでるか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

本町の地球温暖化対策実行計画区域施策編につきましては、ご案内のとおり長崎市、時津町と1市2町で計画を立てて、目標達成に向けて取り組んでいるところでございますので、本町だけの取り組みではなかなか限度というか、限界がある部分もございまして、今後さらに広域連携ですね、連携中枢都市圏の中で圏域で共同して取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。で、それぞれの取り組み目標をしていくことで上げておりますけれども、今現在その具体的に、今後、県域でやっていくものはっていうのはですね、現状今やってるものの継続、それにさらにプラスして何ができるかというのは検討しているところでございまして、あとは企業の方と連携して何かできないかということについては、ちょっと今本町独自の方で何かできないかということは、ちょっと検討を進めているところでございますので、公表ができる時期に参りましたらば、そのときにお示しはさせていただきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。この脱炭素化の取り組みは、本当町を挙げて、行政がやるんじゃなくて、やっぱり町全体でやるということで、たびたびこの役場の2階、3階に訪れますと、昼間真っ暗でですね。びっくりしてやっぱり徹底してるなということで、最初見たとき消してるから何か悩みか何かあって皆さんで暗い顔してるのかなと思って。違う、冗談なんですけども。やはりこれが町民の方は意外とですね、1階はやっぱりいらっしゃるから、消したらあれでしょう。でも月に1回か半年1回ぐらいですね、役場開放デーで2階、3階をちょっと見せてですね、わっと、私自身もですね、職員の方こんなに節約、電気消してるのかなということは本当に驚き、これは当然のことだとおっしゃるんですけども、やっぱりそういうものの取り組みを、やっぱり町自らやっているとこの何かの機会に、何かそういうことは、お考えにならないかな。これは皆さん分かってやってるって私たちからしたらびっくりするんですよ。そういうものも実際にゆまずやっていると、こつこつした中でやっぱり脱炭素化ってのが具体的にこうやってするんだなということ、何か町民にアピールする何か方法は、吉田町長、何かアピールデーかなんかないでしょうか。ちょっと提案ですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

そうですね、本当に私も職員見てて、本当に頑張ってるなって本当に私も客観的にそう思います。2050年をめどにですね。この1市2町で実質ゼロを目指すっていう形でやっております。そういうのがあると本気度を持ってやっていますので。特に令和9年度に複合施設もできます。このときに脱炭素化ということで、長与町ももっともっとそれができると思いますので、そういった機会にアピールしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは空き家対策についての再質問ですけども、先般、大分佐賀関の大火災っていうのは、まだ記憶に新しいと思いますが、その際ニュースで延焼エリアとってですね。延焼してるそのエリアの中の4割が空き家だということで、非常に衝撃を持って私は受け止めたけども、まずもって空き家というものの定義ですね。これを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

空き家の定義につきましては、空家特措法の第2条第1項に明記されておまして、この法律におきまして空家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住

その他の使用がなされていないことが常態であるものと定義されております。この常態であるということは、普通の状態ですね、普段の状態ということで、その期間としましては、おおむね1年以上ですね。なので、居住またはその他の使用はされていないことが、おおむね1年以上続いている家屋という所が空き家というふうに定義されております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。時折近所にこれ誰も住んでないなと言いながら、時々それこそ、あれ草を刈ったりですね、ちょっと空気の入替えをしてるけども常時いらっしやらない。でも空き家じゃありませんということなんですが、よく分かりませんが、どういうふうなことなのでしょう、これは。教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員に申し上げます。それは岡田議員が個人的に理解されているので、その家をどういう状態でしょうっていう質問はちょっとこの際は当てはまりませんので、もう少し詳細に。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。そしたら今聞きましたが、空き家というのは、どのくらいのスパンでもって空いてたら空き家というのか。今先ほど説明よりもう少し詳しくでは教えていただければ。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

空き家、具体的な例といいますか、の話になりますが、先ほど申しましたとおり空き家というのが、居住その他の利用がされていないというのがまず前提、それが1年以上続くということなので。例えばたまに先ほど話がありましたように空気を入れ替えに来たりとか、ちょっとこう管理をしたいなと思って、例えば県外の方が来られて、そういった空気の入替えだったりとかですね。管理をされるとかということであれば、それは空き家ではない。ちゃんと適切に管理されているということで、空き家とはカウントしないというような感じですね。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。そうするとですね。いわゆる空き家のいわゆる所有者の義務というのは、何か法的に義務付けられたものがあるか、ちょっと教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

空き家所有者の義務についてなんですけども、こちらはもう空家特措法の第5条に明記されておりまして、ここに読み上げますと、空家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するように努めなければならないと法律で明記されております。要するに空き家所有者は、適切な管理責任であったり、安全管理責任ですね、また、自治体の空き家対策に協力する努力義務があるということで定義されております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。今現在、空き家に関しては、長与町は非常にまだ健全であるということ伺いました。特定空家に関してもないということで、2023年12月より管理不全空家っていうのがありますが、これは行政からの指導、勧告の対象となるってことですが、これも現在は無いということで理解してよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

管理不全空家につきましても、今現在認定した家屋はございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。やはり本町もご多分に漏れず少子高齢化が進む中ですね、やはり相続問題というのが、やはり将来的には空き家をさらに生み出すことにつながらないかと懸念もあるわけですが、これに関しては所有者自身の問題でもありますので、行政がどこまでこれを開かれるかというのは、私もちょっと悩ましいところで質問していいかどうか分かりませんが、行政がこれに対してどこまで助言とか、いわゆる関わりができるか、その辺りを教えていただければ。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

空き家の相続問題についてなんですけども、議員おっしゃるとおりやっぱり空き家というのは、所有者が的確に管理していただくというのがまず大前提なんですけども、相続問題、相続でいいますと、相続登記の義務化ですね。これが令和6年4月1日より相続登記の義務化っていうのがスタートしております。これによりまして将来的に土地、建物の所有者が明確になって、管理不全化というのが予防することが期待されているた

め、結果それが空き家対策についても有効な取り組みじゃないかなと考えております。また、相続空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除、これは相続した空き家を売った場合にですね。一定の要件を満たせば譲渡所得の金額から最高3,000万円までの控除ができるという制度なんですけども、こういった空き家関連の情報提供ですね。こういったところを行いながらも空き家の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。先ほどの答弁の中にも、こういった問題のとき相談窓口ということを示されてですね、あるのかと、ということですね、例えばもう少子高齢化の影響で空き家の管理や手間、費用などが空き家対策を難しくしていないかという懸念があったときに、行政の相談窓口対応ですが、実際どこに相談をしに行くんですか。お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

空き家のさまざまな問題ですね。問題を抱えていらっしゃる所有者の管理に関する相談につきましては、長与町の都市計画課の住宅係、こちらは町として総合的な窓口として相談に対応しております。相談いただいた空き家につきましては、現地確認を1件1件行って、ここは問題ですよとかですね。そういった1件1件どこが問題だっているところを提示しまして管理不全空家であったり、特定空家にならないような情報提供を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。空き家の率、パーセンテージですが、先ほど本町の調査と総務省がやる調査はかなりの乖離があるんで、どっちで、どっちなんだいの世界ですけども、これはそれぞれに多分サンプリング調査と全数調査で、それぞれはその実態だから、それはそうなんです。そうすると令和8年度に空家実態調査を行うということですが、これに関しては全数調査でやるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

令和8年度に行います空家実態調査につきましては、前回ですね。令和3年度の調査と同様で全数調査となっております。町内に存在する空き家全てを、家屋全てを対象としております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

全数調査ということで理解しました。そしたら前回のアンケートと今回については、何か特段その狙いというか、ちょっと違った、これをちょっと入れたとか、そういう新しい項目があれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

令和8年度に行います空家実態調査、アンケート調査につきましては、令和8年度から実施するものです。その内容につきましては、まだ今のところ全て決まってるわけではございませんが、想定としましては、前回と同じような内容になるかと思えます。アンケートの狙いとしては、将来空き家の所有者が空き家を今後どうしていきたいのかというところを、例えばその空き家を今後住むことを見越して持っておきたいのかとか、それとも売りたい、売却したいのかとかですね、あるいはリフォームして貸し出しをしたいとか、そういった意向の傾向を確認することで、今後の政策の政策立案といたしますか、計画の参考とすることがまず挙げられる。また同時に、このアンケートに回答していただくこと自体が空き家の管理について検討していただくよい機会、きっかけにですね、なることを期待しております。このためこのアンケートと同時に施策に関する情報提供やパンフレットの配布などを実施する予定でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

ありがとうございました。やはり答弁の中で感じるものが空き家ってのは別に悪いことじゃなくて、いかに管理をしていくかというところに多分これから主眼があると思います。行政側と空き家の周りの措置、いわゆる住民の情報共有、これにやっぱり尽きるかと思えますので、お互い意思疎通、きめ細やかな行政、そして、町民側の積極的なそういう情報共有をしていくことで空き家の良好な管理というんですか、それができるんじゃないかなというふうに期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時20分まで休憩します。

（休憩 15時06分～15時20分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順5、西岡克之議員の①福祉目的使用のバス導入について、②マイナンバーカードおよびマイナ保険証の普及についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

本日より一番最後の質問でございます。早く終わるためには良い答えを頂きたいと思えます。それと葉山前町長のご不幸に際して哀悼の誠をささげたいと思えます。朴訥とした方で、いつも今吉田町長が座ってる席で私も何期か一緒にさせていただきました。思い出されるのは何か所管の方が答弁詰まったらすぐ立ち上がってこっちをこう向いてされてたのが、いまだに頭の中に残っております。

質問に入ります。福祉目的使用のバス導入について。本町において社会福祉協議会で運行していたいわゆる福祉バスについてお伺いいたします。当該バスは福祉協議会が運行、運営していましたが、さまざまな理由で事業から本年いっぱい撤退することが決定しているようです。この間、車両をレンタルして運行したり、今まで使用していた車両の修理を行い何とか運行へと努力を重ねていたようですが、いかんともできずに事業終了に至りました。しかしながら、当該バスに対する潜在的需要は依然高いものがあります。地域福祉目的の利用、障害者福祉団体からの要望、ボランティア団体、自治会からも運行再開の声が上がっております。社会福祉協議会には、再開に対しての財政的、人的余力はありません。そこで、本町が福祉目的バスの運行に主体的に取り組んでみたらいかがでしょうか。以下数点お尋ねをいたします。1つ目、社会福祉協議会が福祉バスの運行を停止してから町の方へ同様の目的を持ったバス運行の要望はなかったか尋ねます。2つ目、導入について検討する所管課はどこになるのか尋ねます。3番目、EVなどの環境配慮型バス導入の可能性についてもお尋ねをいたします。

次に2番目、マイナンバーカードおよびマイナ保険証の普及について。従来の保険証は12月、昨日までかな、1日までで使用が停止されることになっております。その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。円滑に移行するために国はさまざまな施策を行ってきました。その間、健康保険証の存続を求める意見書などが提出されましたが、本町では否決をされました。こうした状況を踏まえて、地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。1人でも多くの方にデータに基づき、より良い医療が受けることができることや、高額医療費などの手続きが簡素化などの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証取得の取り組みを進めるべきと考えます。また大規模な災害などが発生した際に、開設された避難所においてマイナンバーカードを使って入退場管理や薬剤管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続きがスムーズかつ正確に行われ、避難所の避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されたということも聞いております。薬剤情報により必要量を正確に把握できたため、スムーズな支援要請ができ、避難者、

運営者の双方に対して大きな効果が見られました。以上を踏まえて幾つかお尋ねいたします。(1) 本町のマイナンバーカードの普及率はどれくらいか。保険証のひもつけはどのくらいか。(2) マイナンバーカードの普及活動について尋ねる。(3) マイナ保険証の普及活動についてはどうか尋ねる。(4) マイナンバーカードおよびマイナ保険証について、福祉施設などの入居者に対する取得支援はどうか尋ねる。(5) マイナンバーカードおよびマイナ保険証について、海外からの転入者、新生児に対する取得支援、紛失への対応について尋ねる。以上、お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、大きな1番目、福祉目的使用のバスの導入についてということで、1点目が町へバス運行の要望がなかったのかというご質問でございました。福祉バスの運行停止に関しましては、社会福祉協議会理事会や評議員会において報告があったことを、行政機関として役場から選任されております理事あるいは評議員から伺っておるところでございます。バス運行継続の要望は数件頂いておるところでございます。2点目でございます。導入について検討する所管課についてのご質問でございました。町といたしましては、現在も福祉バスの運行につきましては、社会福祉協議会と協議を行っているところでございます。今後、社会福祉協議会がバスの運行を廃止した場合、新たに検討するバスの利用対象者や目的が老人クラブ、ボランティア団体、福祉団体などの福祉活動に利用するものであれば、当然福祉課で検討するという事なのかと考えております。3点目で、EVなど環境配慮型バスの導入の可能性についてのご質問でございます。先ほどのご質問でもお答えいたしましたけれども、現在、社会福祉協議会と福祉バスの運行につきまして協議を行っているところでございます。ご提案いただいた環境配慮型バスの導入につきましても、選択肢の一つとして今後研究をしてみたいとそうように思っております。

続きまして大きな2番目、マイナンバーカードおよびマイナ保険証の普及についてということで、1点目、マイナンバーカードの普及率と保険証のひも付け状況についてのご質問でございました。本町のマイナンバーカードの保有率は、令和7年10月末時点で84.9%でございます。長与町国民健康保険の保険証のひも付は令和7年8月時点で76.6%でございました。続きまして2点目でございます。マイナンバーカードの普及活動についてのお尋ねでございます。マイナンバーカードの周知啓発につきましては、町ホームページで行っているところでございます。今後はカードを取得されていない方の状況把握に努めまして、効果的な周知啓発に努めてまいりたいと考えております。3点目でございます。マイナ保険証の普及活動についてのご質問です。新規国保加入者のうち、マイナ保険証のひも付けがされていない方に対しましては、マイナ保険証のメリットをお伝えいたしまして、必要があれば健康保険課のタブレット端末等でひも付けの

支援を行っておるところでございます。また、昨年11月には医療現場でのマイナ保険証利用の定着促進のために、町内の医療機関を訪問いたしまして、来院された方へマイナ保険証の利用登録や利用方法などの一連の流れにつきまして説明を行っておりまして、現在医療機関におきましてもマイナ保険証への対応環境は整っているところでございます。引き続きマイナ保険証の利用が定着するよう周知啓発に努めてまいりたいと考えております。4点目の福祉施設などの入居者に対する取得支援についてのご質問でございます。福祉施設入所者などに対するマイナンバーカードの取得支援といたしまして、本町では職員が施設に出向いて申請受付、交付の手続きを行う出張申請支援、こういったものを実施をしております、これまで4施設42名の方に交付をしておるところでございます。マイナ保険証の取得支援といたしましては特段行っていないわけでございますけれども、マイナ保険証保持者のうち、本人による暗証番号の入力や顔認証が困難である方につきましては、申請により資格確認書を交付し、医療を受ける上で支障がないように配慮をしておるところでございます。5番目、海外からの転入者などに対する取得支援、紛失への対応についてのご質問です。マイナンバーカードにつきましては、海外からの転入者、新生児およびカードを紛失者が来場された際には、特急発行のご案内をしておるところでございます。通常発行の場合は申請から交付までおよそ1カ月の期間を要するところですが、特急発行の場合はおよそ1週間で交付可能となっております。またマイナ保険証につきましては、新規国保加入者やマイナ保険証のひも付けがされていない方と同様、タブレット端末等による保険証のひも付けや紛失時の再発行の支援を行っておるところでございます。海外からの転入者につきましては、言葉の壁もありますので、外国語ができる職員の補助を受けながら事務に当たっておるところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

社協バスに関しては先ほど同僚議員が熱い議論をされておりましたので、もうほとんど私の方からは内容はないんですが、1、2点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。まず確認になりますが、これ答え、先ほど出たと思うんですが、社協よりバスの運行の停止をしたい旨の連絡はありましたか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

正式な決定ということではお受けしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私も議選で社協の理事をしておりますので、その辺の内部の事情と申しますか、正式なものではないんですけどもまだ言っていないという形もありましたし、理解をしております。バスの運行要望というのは先ほどの話の中であったみたいで、当初答弁ですね、あったみたいなので、それで理解いたします。バスの必要性、福祉バスですね、必要性としては所管課はどのようにお感じになっておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町長の答弁でもありましたように、福祉バスというのが、社協の方が昭和54年から続けられている事業でございます。自治会や老人クラブ、あとボランティア団体、その他子ども会や学童などですね、行事をされるのに対して献身的に福祉バスの運行をいただいているところがございますので、皆さんの活動を支える大切な役割だと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

おっしゃるとおりだと思います。私も何度となく乗っていったこともありますし、研修等でも乗せていただいたことがあります。前もう少し大きいバスもあって、行く途中で真夏だったかなエアコンが切れてうだるような暑さの中でバスで行った思いもありますので、もう少しエアコンぐらいちゃんとつけてよっても思ってたんですけども、予算がないのかなと思い、途中で修理しながら目的地に行ったこともございました。非常に思い入れのあるバスでございます。もう先ほど聞いておりましたら、まず団体と団体の中での話し合いなので、お互いきちんとした話し合いをしていただいて、再度導入に向けてお話をさせていただきたいと思えます。これは私を感じることなんですが、今までは2024年問題が意識せずによかったんですよ。で、あれ緑ナンバーだけかなと思っておりましたら、白ナンバーもその対象の範囲内に含まれる部分もあるそうなんです。だから例えば福祉バスに乗ってどっかに行くと、そこで目的地に着いて、降りていって皆さんが目的を達している時に、待っているとその待ち時間も運行の時間に入るそうなんです。ということは、例えば緑ナンバーのトラックが、バスが運行をして、トラックが一番分かりやすいので例を言います。トラックが一定荷物を積むために待ってる、先がいて。ちょっとその待ち時間も運行時間に入るんだそうですよ。ということは今までのような社協バスの運行ではちょっとできないような部分も出てきます。それが白ナンバーも範囲に含まれる部分もあるということなので、それを考えますと今までの社協のようなバスの運行方法では、ちょっと厳しいんじゃないかなと。もしするなら抜本的に考えてやらないとできないんじゃないかなという形も、つらつら思います。もし運行をする場合には、よくその辺も話し合いをしながら、再度導入に向けてですね、ボランティア

団体の方々のお助けになるような運行をできるようなバスの導入をしていただければというふうに思います。それと、バスについては、今のやりとりの中で、前向きに検討していただければというふうに思います。

次に、マイナカードについてお話をしていきたいと思います。マイナンバーカードの、もう当初の答弁の中でもありましたけども、普及活動について、保険証のひも付けの状況ってというのは、マイナカードの中にどれぐらい本町はひも付けがあってるのかというのをお尋ねをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

長与町国民健康保険の状況になりますが、ひも付け率は76.6%です。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

76.6%、残りはひも付いてないというのは、資格確認書と理解していいんですか、国保の人たちのですね。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

ひも付けしてない残りの方はマイナ保険証をお持ちではないので、資格確認書が手元にある状態です。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

持ってないんですね。こういう持ってない人、普及活動って、そのメリットとかいうのは先ほどホームページで出してるって言ってましたけども、他にもこれを持っていれば便利なんだよっていう、運動と申しますか、他に何かやっておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

まず国保の窓口で新規で来られた方、転入の方とか社保離脱で新しく国保に入られた方には、当初答弁でお話ししましたメリットをお伝えしております。あと、今度の広報の方にマイナ証のメリットを書いて普及をしております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今日の新聞、某N崎新聞にマイナ保険証の利点を周知と政府医療の質の向上などということで、最初私も眉に唾をいっぱい付けて使ってたんですけど、非常に便利で複数の医院にかかる時に、その例え耳鼻科、泌尿器科、内科とかかった時に、内科で処方されたこの薬は泌尿器科でこういう影響があります、耳鼻科ではこういう影響がありますっていうのを医者が教えてくれるんですよ。なるほど便利だなと思ってですね、そういうふうな形をすればより自分の体に対していい処方の仕方をしてくれるというのがるので、もう積極的にもっとPRすべきだと思います。テレビであってましたね、救急車で運ばれて、薬はどうしたのって言ったら、俺に聞くなって、マイナンバーカードばこう出して、そういうテレビCMもありましたけども、やっぱりそういうことなんですよ。薬、カード1つで全てが分かるという、非常に便利なカードなので、普及活動に取り組むべきだと思います。それと高額療養費について限度額の適用認定が不要ということなんですけど、こういうことも新規の方には教えておられますか、ちょっとお答えを。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

新規の方には高額療養費のメリットも併せてお伝えしております。また医療機関の方にもマイナ証のメリットをお示したチラシやポスターなどを貼って、普及には努めております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

どんどんそれは普及活動を行うべきだと思います。それとですね、防災の面でのことについてお尋ねをいたします。先ほど当初の質問の中で言いましたけども、避難所での入退所がスムーズになるという利便もございます。これについてもその普及をすべきと思いますが、所管課の方はこの管理についての普及のことは伝えておられますか。当初の質問の中にあっただように避難所の入退所が非常にスムーズに行えるんです、このマイナンバーカードっていうのは、これを所管課としてもちゃんと伝えているのかと、普及活動をどうしているのかということなんです。

○15番（西岡克之議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

特に避難所っていうのは、どなたが避難所に来るか分かりません。避難所に来る方に対する普及っていうのは特別はしておりません。健康保険課の方で、町民全体にやってる普及しかやっておりません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それはそうです。どなたが避難所に来るか分からんけん、あんた持っとかんばよってそういうことは言えないと思います。ただ総じて避難所に来る方にはマイナンバーカードの便利さを伝えた方がいいですよと、所管課としてはそういう形をした方がいいんじゃないですかという形を伝えただけです。町長分かっておられるようですね。それと先ほど申し上げたように、救急車で運ばれる時にこのカードを持っていれば、薬剤データの管理が行われて非常に救急病院に行った時にすぐ処置ができます。こういう形もあるので、もっと伝えて啓蒙していただきたいというふうに思います。施設ですね、ちょっと先ほどもあつてましたけども、施設に対して高齢者の方、マイナンバーカードを持ってない人は高齢者の人が多いんです。高齢者の方が来たくても来れない、それと顔認証もできづらい。そういうふうな形の方々に、こちらから行かなければ無理じゃないかなと思うんですけど、そういうふうなアプローチはどうされておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

施設にご入所されてる方などでこちらから出向いての申請交付ということですが、令和5年度から6年度にかけて、厚生労働省が直接施設の方に対しまして、毎月、いわゆる出張申請ですね、これの希望調査を行っております。それで例えば長与町は今回この施設から希望があったのでということで、そしたらそれから手続きに行くわけなんですけれども、という取り組みなんですけれども、それについては今回長与町は希望される施設がございませんでした。そういったことで、国がしてる分については出張申請を行ってないんですけども、町長の答弁にもございましたが、5年度と6年度で4施設で42名の方々に對して出張申請を行っているところではあるんですけども、以前と比べまして、今は代理申請ですね、こちらの方がかなり要件が緩和をされてきているということもございますので、例えばご家族の方が代理で申請をされて交付を受けるとか、そういったことでもしかなかったら出張申請を希望されない施設なんかそういったのがなかなか少なくなってきたりするのもあるのかなとは思いますが、ただ持たれてない方がまだまだいらっしゃいますので、そういった方々が持たれてないのか、未取得なのかですね、こういったところを把握をした上で、それに関して効果的な取り組みをそういったことをしていけばいいのかということは、ちょっと今後考えていかなければならないのかなということは感じております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

長与町は施設から役場に対してアプローチがなかったということですよ。そうでしたか、分かりました。施設におられる方々も認知が出たりとか、本人の意思かどうか

という部分もあるのでなかなか難しいのかなっていう部分も感じております。しかし先ほど来申し上げたように、施設は管理してるのかなと思うんですけど、薬事履歴とか病歴とかがもう分かるので、なるべくなら取得に努めていただければというふうに思います。それとですね、当初の質問にもありましたが、海外からの人たちのマイナカードの件なんですけど、私もよくここはお尋ねしたいんですが、海外の方が取得する場合に、長期滞在者っていうんですか、そういう方々が対象になるんですか。マイナカードを日本で取得するっていう場合は、その辺の期間とか、対象とか、教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

外国からの転入者ということで外国人の方ということで、大丈夫ですかね。であれば、在留カードをお持ちの方ということになりますので、期間でいったら3カ月以上の方、滞在される方になるかと思いますが、その方につきましてはマイナンバーカードの交付を受けられるようになっております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

3カ月以上の在留カードがあれば、交付を受けられる資格があると。そういう方々を町で把握している町内の方々はどれくらいぐらいいらっしゃいますか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今議員からのご質問の外国人の方でマイナンバーカードを持たれてる方ですね、その件数についてはちょっと把握はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

出たり入ったりなんで難しいかなと思いつつも一応お尋ねをしてみました。把握できる範囲で結構です。そういう方々がですよ、例えば帰国すると、もう帰ってこないとか、そういうときのマイナカードっていうのはそのまま持っていつちゃうんですかね。それとも役場の方に返却をすとか、その辺もちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

外国にまた戻られる場合につきましては、カードにつきましては返還をしていただく

ことになります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

基本的にはきちんとした方々は返還をして国に戻られるか別の国に行かれるっていう形なんですね、分かりました。もう1つ、これ確か有効期限が5年だったかなって思います、マイナカードですね。5年たったら、今度は国の方から勸奨が来るんですかね、あなた切れますよって。そこの時の事務手続きとかもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まずマイナンバーカードの有効期限ですけれども、18歳以上の方につきましては、カードの有効期限は10年間になっております。厳密に言いますと10回目の誕生日までが有効期限ということになっておりまして、カードの中にICチップが埋め込まれているんですけれども、その部分が5年間の有効期限ということになっておりまして、カード本体が10年、ICチップ分が5年間になるんですけれども、今度その更新につきましては、3カ月前をめぐりに国の方から直接本人の方へ更新が近づいてまいりますので、更新の手続きをされてくださいというような旨の通知が送られていきます。それをもって、窓口の方で更新をしていただくという形になります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

3カ月前にお知らせが来て、自分のマイナカードを持って役所に行けば、そこでICチップのまた有効期限が延びていくと。先ほど言った10回目の誕生日までいいということですね。新生児がいますね、生まれたばかりの赤ちゃんのマイナカードの取得については、これは役所に来た時に申請するんですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

新生児につきましても、法定代理にいわゆる保護者、親の方ですね、この方々が出生届の時に同時に申請をすることが可能となっております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

出生の時に赤ちゃんのマイナカードも一緒に発行していただけると。その場ですか、

それとも後で送付されてくるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

出生届の際に申請ができるということで、ただ新生児の場合は特急、いわゆる特急発行の対象となりますので、約1週間程度で交付ができるという形になります。来庁しての交付という形になります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

来庁してその時に申請した分を頂けるとのことですね。分かりました。死亡時はもうこれはそのまま効力がなくなるっていう形で、持ってた人がお亡くなりになった場合は、それをそのままもう返却義務とかはカードについてはないんですよ。ちょっとその確認をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

お亡くなりになられた方につきましては、基本的にはそのカード自体がもうその時点で失効される形になります。窓口において、死亡届等他の手続きに来られた際に可能であれば回収をしているというような状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。非常に便利なカードで、このマイナカードはもっともっと普及活動を、町の場合かなりな普及の率だと思います。さらなる普及活動をしていただきたいと思います。聞くところによると免許証とも一緒になれるという話を伝え聞いたこともあるんですけども、それはどうなんですかね。可能性として、答弁できれば答弁いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

運転免許証とマイナンバーカードの一体化のことかと思えますけれども、これにつきましては令和7年3月24日からもう既に開始をされておまして、ただカードの交付につきましては、運転免許センターまたは警察署での発行という形になります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

任意という形で捉えていいんですよね。だから望む人は運転免許センターか県警なり行って、それにいわゆるひも付けじゃないけどもしてもらえばいいということで、そこはもう個人の自由ということで、分かりました。以上で質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時57分）